

# 農地の有効利用への試案

山田 俊一

はじめに

総務省自治行政局過疎対策室「2009年度版「過疎対策の現況」について」によると過疎地域は国土の約半分強で全国市町村 1,728（2010年4月1日現在）のうち 797 市町村約 46%で人口（2010年国勢調査）は 1,325 万人約 8.1%で高齢者比率は全国の 20%に対して 30%を超えている<sup>(1)</sup>。

国土交通省 2014年3月28日の発表によると 2050年には急激な人口減少・少子化、高齢化（約4割の高齢化率）により人口 9,700 万人になると試算している。

国土 38 万 K m<sup>2</sup>を 1K m<sup>2</sup>ごとに約 38 万ブロックに分けてそれぞれのブロックの人口を推計した。結果は 6 割の地域で人口が半分以下になり、うち 2 割は住民がゼロになるとしている<sup>(2)</sup>。

このような人口減少・高齢化と人口の都市集中化は農地面積の減少と荒廃の大きな原因である。農地面積の減少は 1961年 609 万<sup>3</sup>から 2009年 461 万<sup>3</sup>と約 25%の減少である。しかも所有者が「農地持ちの非農家」の増加傾向も止まらない状況である<sup>(3)</sup>。農地減少原因の一つには耕作放棄地の増加である。

他方、環太平洋経済連携協定（Trans Pacific Partnership）により米も含めて農産物の貿易自由化も差し迫っている。現食料自給率（カロリーベース）は 40%を割り今後の自給率向上もたやすく達成することは困難と思われる。

産業・経済環境の変化により農地面積の実況、農地の所有権また利用権等構造の変化を探りその課題等について考えより現農地の有効利用可能な方策試案を模索したい。

## 1) 農地の現状

### 1-1) 農地全体の年推移

農林水産省によると 2013年7月15日現在全国耕地面積（田畑計）は 453 万 7,000ha で昨年比 1 万 2,000ha 0.3%の減少である。宅地等の転用や荒廃農地が原因である（図表 1-1-1、1-1-2、1-1-3、1-1-4）<sup>(4)</sup>。なお、地域別では北海道 1,151,000ha で 2,000ha 減、東北 854,200ha で 200ha 増、北陸 315,500ha で 400ha 減、関東 739,500ha で 3,700ha 減、東海 265,300ha で 1,400ha 減、近畿 230,800ha で 1,000ha 減、中国 246,200ha で 1,500ha 減、四国 142,600ha で 1,000ha、九州 552,600ha で 1,700ha 減、沖縄 38,800ha で 100ha の減少である。

図表 1-1-1 は耕地種類別面積割合で田は 54.3%である。

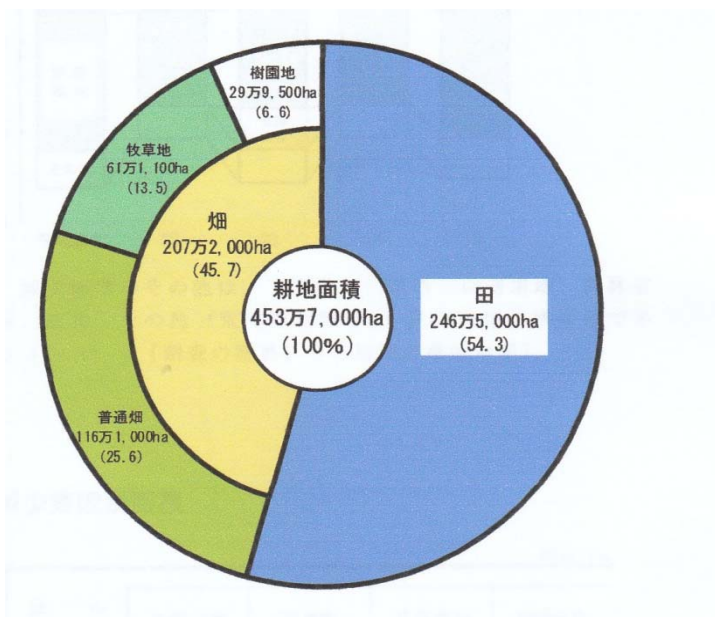
図表 1-1-2 は田・畑種類別面積の 1961年より 2013年までの田・畑の種類別面積の推移である。2004年より田の耕地面積割合 54%台は変化がない。また、国土全体に対する耕地面積割合は 12.6%から年度毎に減少して 2013年では 12.2%である。

図表 1-1-3 は田・畑別耕地面積 2004年から 2013年までの推移である。耕地面積全体の減少は毎年最大 0.7%から 0.3%減少している。2012年、2013年の減少面積は低くなっている。2011年の大きな減少は東日本大地震の影響と考えられる。

図表 1-1-4 は耕地の増加・減少の年度別要因別面積の推移である。開墾・復旧などで増加はしているが荒廃農地と宅地転用の増加で耕地面積の減少は続いている。特に畑での荒廃農地の増加が続いてい

る状況には変化はない。

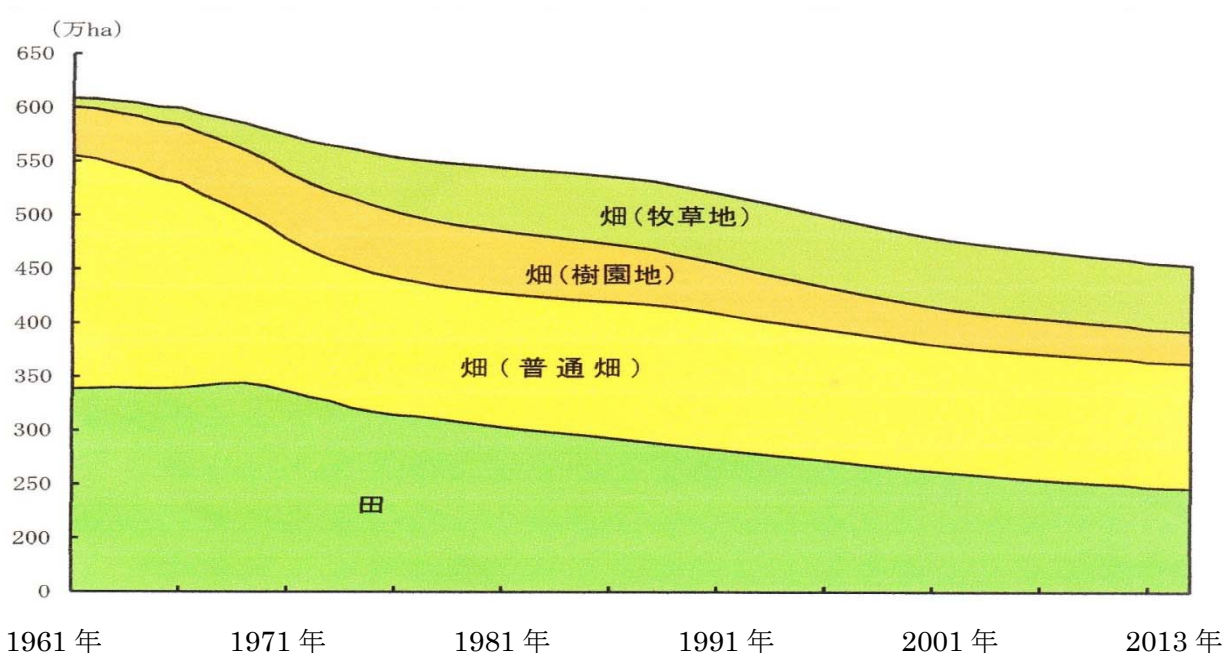
図表 1-1-1 2013 年耕地種類別面積割合



出所：農林水産省統計

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdfmenseki-kouti-13.pdf> (2014.4.16 日参照)

図表 1-1-2 耕地種類別の推移



出所：農林水産省統計より作成

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdfmenseki-kouti-13.pdf> (2014.4.16 日参照)

図表 1-1-3 田・畑別耕地面積の推移 (単位：千 ha、%)

年次	田畑 合計			田 合計			畑 合計			田率
	面積	前年比較	%	面積	前年比較	%	面積	前年比較	%	
2004年	4,714	△22	99.5	2,575	△17	99.3	2,139	△5	99.8	54.6
2005年	4,692	△22	99.5	2,566	△19	99.3	2,136	△3	99.9	54.5
2006年	4,671	△21	99.6	2,543	△13	99.5	2,128	△8	99.6	54.4
2007年	4,650	△21	99.6	2,530	△13	99.5	2,120	△8	99.6	54.4
2008年	4,628	△22	99.5	2,516	△14	99.4	2,112	△8	99.6	54.4
2009年	4,609	△19	99.8	2,506	△10	99.6	2,103	△9	99.6	54.4
2010年	4,593	△16	99.7	2,496	△10	99.6	2,097	△6	99.7	54.3
2011年	4,561	△32	99.3	2,474	△22	99.1	2,087	△10	99.6	54.2
2012年	4,549	△12	99.7	2,469	△5	99.8	2,080	△7	99.7	54.3
2013年	4,537	△12	99.7	2,465	△4	99.8	2,072	△8	99.6	54.3

出所：農林水産省統計より作成

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdfmenseki-kouti-13.pdf> (2014.4.16 日参照)

図表 1-1-4 耕地の増加・減少要因別面積の推移 (単位：ha)

(1)田

年次	増加				減少					
	増面積	開墾	復旧	田畑転換	減面積	自然災害	宅地等	荒廃農地	田畑転換	
2004年	588	13	507	68	17,300	689	4,370	3,230	4,760	
2005年	464	1	260	203	19,800	2,560	4,120	3,020	5,840	
2006年	1,720	33	1,660	80	14,800	41	4,450	3,010	4,690	
2007年	643	42	568	33	13,700	44	4,610	3,000	3,560	
2008年	214	79	100	35	14,200	18	5,340	3,460	2,850	
2009年	116	40	45	31	10,300	41	3,530	2,180	2,260	
2010年	152	120	30	2	9,750	181	2,900	2,500	2,390	
2011年	244	131	106	7	22,500	14,500	2,520	2,080	1,990	
2012年	3,860	191	3,670	5	8,640	1,260	2,910	1,730	1,220	
2013年	4,290	620	3,670	5	8,140	0	3,210	2,370	1,030	

## (2)畑

年次	増加				減少				
	増面積	開墾	復旧	田畑転換	減面積	自然災害	宅地等	荒廃農地	田畑転換
2004年	9,230	2,180	826	4,760	14,700	695	3,230	8,140	68
2005年	10,800	2,230	139	5,840	13,800	87	3,120	8,070	203
2006年	6,910	2,080	140	4,690	14,200	11	3,430	8,440	80
2007年	5,300	1,720	18	3,560	13,600	12	3,790	7,410	33
2008年	4,680	1,150	11	2,850	12,600	5	4,050	6,300	35
2009年	3,750	1,490	1	2,260	13,100	8	3,450	7,590	31
2010年	3,980	1,570	13	2,390	10,400	5	3,270	5,300	2
2011年	3,660	1,660	9	1,990	12,800	2,310	2,880	5,790	7
2012年	2,980	1,590	176	1,220	9,960	144	2,730	5,210	5
2013年	3,880	2,350	505	1,030	12,700	1	3,270	7,150	5

出所：農林水産省統計より作成

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdfmenseki-kouti-13.pdf>

(2014.4.16日参)

この農地で農業は国内総生産額に対して2012年度で1.2%48,351億円の生産額（付加価値額）である（農業総売上金額は85,251億円）。図表1-1-5は年度別生産額である<sup>(5)</sup>。農林水産物の輸入額は2011年80,652億円でうち農産物は55,842億円となっている。農林水産物の輸出額は4,511億円である<sup>(6)</sup>。

これから推定して我が国は自国の農地の少なくとも1.5倍の農地を外国の農地に依存している食生活をしていると言えると思われる。

我が国の農地利用率は高度成長期には134%（1960年）であったが2010年度では平均92%である。利用率が高いのは福岡県111%、少ないのは山口県77.7%である。

耕地利用率の計算式は、耕地利用率（%）＝作付延べ面積÷耕地面積×100である。耕地放棄地率は100－耕地利用率となる。2010年度の耕地放棄地率は8%と計算出来る<sup>(7)</sup>。

図表1-1-5 国内総生産額に対する農産物生産額（単位：億円）

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
国内総生産	5,129,752	5,012,093	4,711,387	4,823,844	4,713,108	4,737,771
内農業	48,342	47,432	45,224	47,693	45,440	48,351
内林業	1,703	1,674	1,467	1,519	1,559	1,432
内水産業	8,495	7,890	7,711	7,345	7,258	7,519

資料：「国民経済計算年報」（内閣府）。経済活動別国内総生産の名目値。

出所：農林水産省統計より作成

[http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html\(2014.04.18参照\)](http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html(2014.04.18参照))

1-2) 耕作放棄地の現状と課題

「耕作放棄地」とは農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えない土地」とされている。農地法での「遊休農地」を比較すると「遊休農地」は「耕作放棄地」より範囲が広い。ここでは「耕作放棄地」の用語を用いる。

農業センサスとは農林水産省が5年ごとに実施する、農業の生産・就業構造や実態についての調査である。林業の調査も合わせて「農業センサス」と呼ぶ。また農林水産省が毎年度市町村・農業委員会の現地調査により耕作放棄地の調査も行っている。「農業センサス」は個々の耕作所有者への文書による調査に対して毎年度調査は第三者の一部地域での現地調査で全国を推定している。両調査の数値は一致しない。

農林水産省「耕作放棄地の現状について」<sup>(8)</sup>により耕地放棄地の現状を確認していく。

耕作放棄地は図表1-2-1に示すように1990年より毎年増加している今後も増加傾向が止まる要素はなさそうである。2005年には埼玉県の面積に相当する38.6万haとなり、2010年では耕作放棄地が1万ha増加して39.6万ha（滋賀県相当）となっている。これは全耕地面積の約10.5%前後にも達している。

図表1-2-2は農家の分類別の耕地放棄地面積である。

「農業センサス」による農家の分類は

主業農家：経営耕地面積が30a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間50万円以上の農家で農業所得が主（総所得の50%以上が農業所得）で、1年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

準主業農家：耕地面積30a以上で年間50万円以上の農家で農外所得が主（総所得の50%未満が農業所得）で、1年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家。

副業的農家：耕地面積30a以上で年間50万円以上の農家で、1年間60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）。

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

土地持ち非農家：農業以外で耕地及び耕作放棄地5a以上所有している世帯。

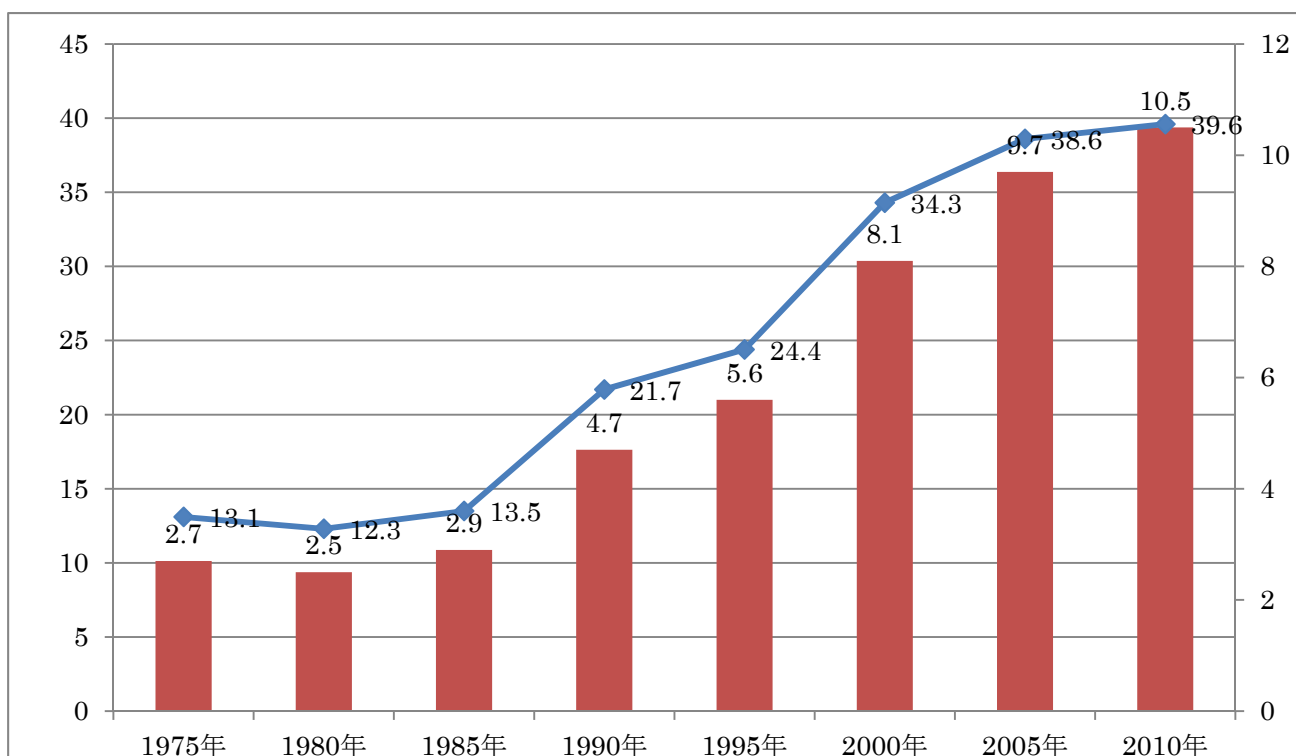
と分類されている<sup>(9)</sup>。

図表1-2-1 耕作放棄地面積の推移（単位：万ha,%）

	耕作放棄地(万ha)	耕作放棄地率(%)
1975年	13.1	2.7
1980年	12.3	2.5
1985年	13.5	2.9
1990年	21.7	4.7
1995年	24.4	5.6
2000年	34.3	8.1
2005年	38.6	9.7
2010年	39.6	10.5

万 ha

%



出所：農林水産省「耕作放棄地の現状」より作成

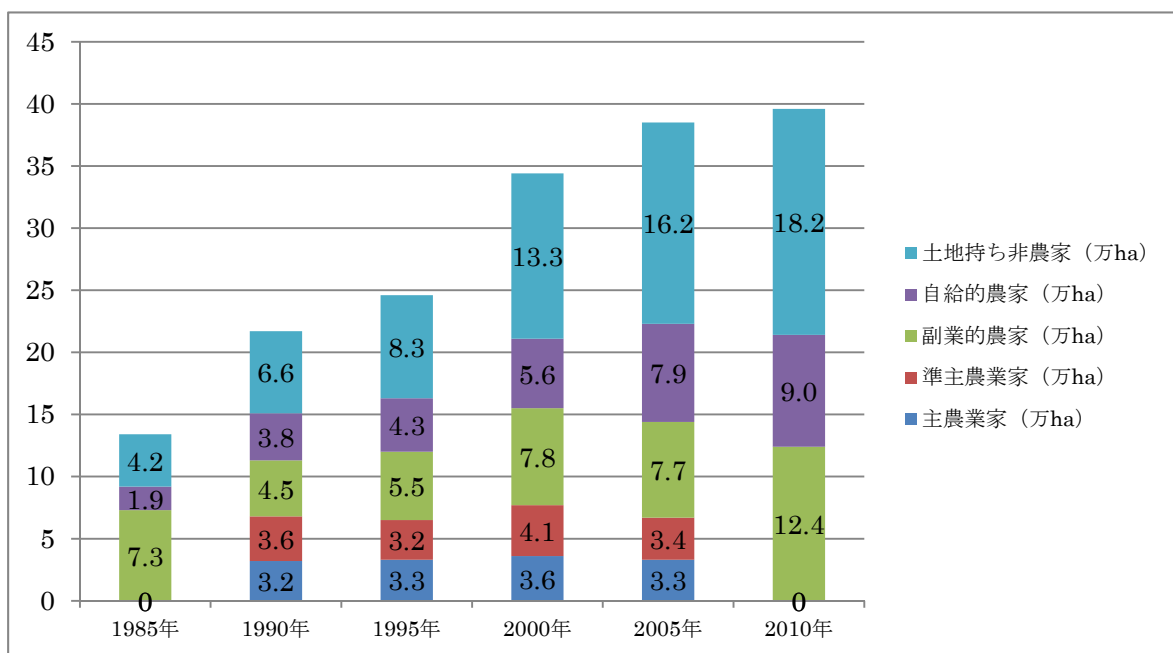
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou\\_1103r.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou_1103r.pdf)(2014.04.18 参照)

図表 1-2-2 による農家の分類別の耕地放棄地面積では青色・橙色の主業・準主業農家の耕地放棄地面積は横ばいである。むしろ減少傾向である。緑色の副業的農家・主業・準主業農家の合計面積は 2000 年の放棄地面積は 15.5 万 ha、2005 年は 14.4 万 ha、2010 年は 12.4 万 ha と減少している。

一方自給的農家は 2000 年から 5.6 万 ha から 7.9 万 ha、9.0 万 ha と増加傾向である。特に土地持ち非農家の耕作放棄地の増加は著しい。1995 年 8.3 万 ha から 13.3 万 ha、16.2 万 ha、2010 年には 18.2 万 ha と増加している。2010 年では放棄地面積 39.6 万 ha のうち 27.2 万 ha (68%) が自給的農家と土地持ち非農家によって占められている。2010 年では副業的農家・準主業農家・主業農家の区分は公表されていない。

図表 1-2-2 農家の分類別の耕作放棄地面積 (単位：万 ha)

	主農業家(万 ha)	準主農業家(万 ha)	副業的農家(万 ha)	自給的農家(万 ha)	土地持ち非農家(万 ha)	合計(万 ha)
1985 年			7.3	1.9	4.2	13.5
1990 年	3.2	3.6	4.5	3.8	6.6	21.7
1995 年	3.3	3.2	5.5	4.3	8.3	24.4
2000 年	3.6	4.1	7.8	5.6	13.3	34.3
2005 年	3.3	3.4	7.7	7.9	16.2	38.6
2010 年			12.4	9.0	18.2	39.6



出所：農林水産省「耕作放棄地の現状」より作成

注：昭和1985年と2010年は主、準主農業、副業的農家区分は公表されていない

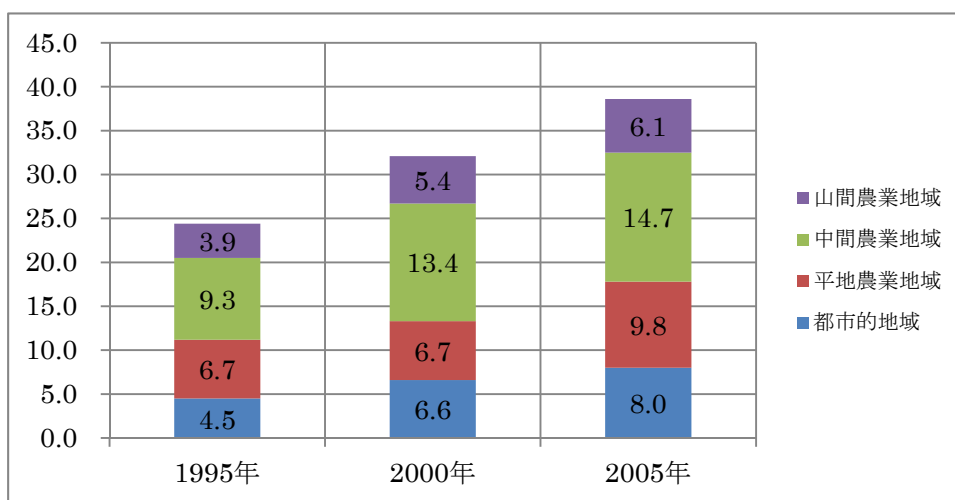
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou\\_1103r.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou_1103r.pdf)(2014.04.18 参照)

図表1-2-3は農業地域類別の耕作放棄地面積である。2010年は農業地域類別の耕作放棄地は公表されていない。

1995年は24.4万ha、2000年34.3万ha、2005年は38.6万haで中山間農業地域が多く20.8万ha(53.9%)で全体の半分以上を占めている。耕作条件不利地域で過疎化・高齢化などが原因と思われる。また、農地が点在していて集約が困難であろう事が推察される。

1995年から2005年までの10年間の放棄地面積の増加率で比較すると都市的地域の放棄地面積の増加率は約179% (8.0÷4.5)の増加率で増加が著しい。都市的市域を除き3地域は約150%である。

図表1-2-3 農業地域類別の耕作放棄地面積 (単位：万ha)



出所：農林水産省「耕作放棄地の現状」より作成

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou\\_1103r.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou_1103r.pdf)(2014.04.18 参照)

1-3) 規模別農地所有状況・農業経営体数

2010年の農林業センサスにより規模別に農地所有の状況を確認する<sup>(10)</sup>。

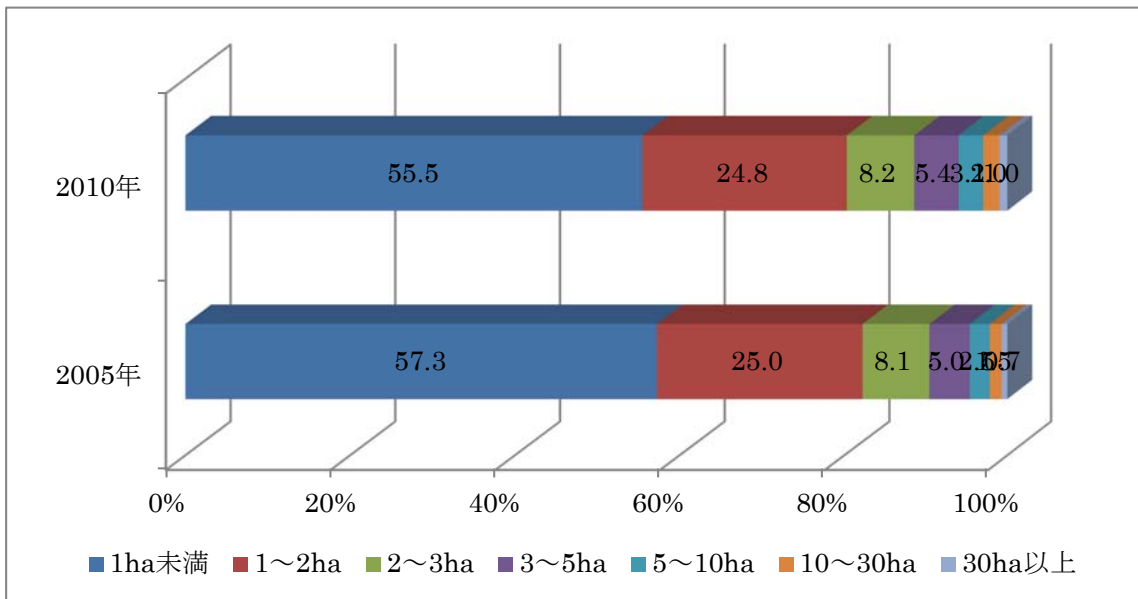
センサスによると2010年の農業経営体数は167万9千経営体である(2010年2月1日現在)。5年前2005年と比較すると200万9千経営体から33万経営体16.4%の減少である。法人化している農業経営体は2万2千経営体となり5年前と比較すると2千経営体の増加である。農業の法人化が進んでいることを示している。

農業経営体とは農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30a以上、②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷頭羽数等、一定の外形基準以上の規模、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者(1990～2000年センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合せた者に相当する)。主・準・副業農家と同じ範疇である。

販売農家とは30a以上または農産物販売額が年間50万以上、自給的農家を除いた者と定義している<sup>(11)</sup>。

図表1-3-1 経営耕地面積規模別農業経営体数の構成割合(全国)(単位:%)

	1ha未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～10ha	10～30ha	30ha以上
2005年	57.3	25.0	8.1	5.0	2.5	1.5	0.7
2010年	55.5	24.8	8.2	5.4	3.1	2.0	1.0



出所：農林水産省「2010年世界農林業センサス」より作成

[http://www.e-stat.go.jp/2\\_22\[1\].pdf](http://www.e-stat.go.jp/2_22[1].pdf)(2014.4.16参照)

図表1-3-1は耕地面積規模別に農業経営体数の全国的な構成割合である。2010年でも5年前に比べると1ha未満の構成比は減少しているが55.5%で過半数を占めている。2ha以上の経営体数の割合は僅かずつ増加傾向である。5ha以上の経営体数の構成比2005年4.7%から6.1%と増加している。



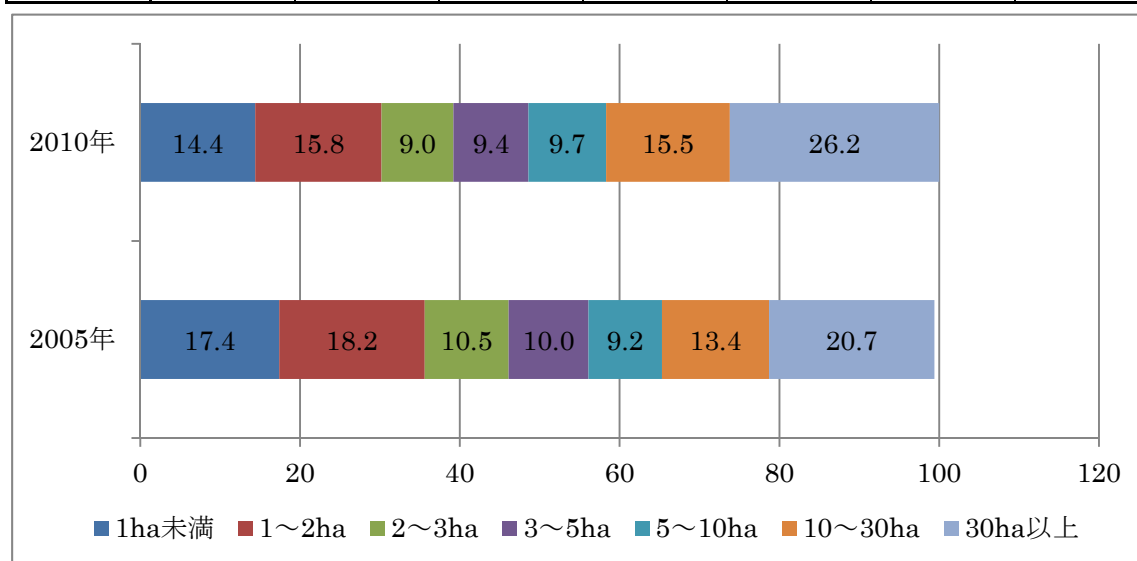
特に 2010 年の北海道での 30ha 以上層、都府県での 5ha 以上層を 2005 と比較すると経営耕地面積規模別の経営体数の増加率が著しく増加し小規模経営体数の増加率は減少気味であると報告されている。これは経営規模拡大が進展している事を示していると思われる。

農産物年間販売額 1 億円の農業経営体数も 5 年前よりは増加している。

農業経営体の耕地面積に対する借入耕地面積は 2010 年では 106 万 3 千 ha と 5 年前 (82 万 4 千 ha) より 23 万 9 千 ha (28.9%) と増加している。

図表 1-3-2 経営耕地面積の集積割合 (単位: %)

	1ha 未満	1~2ha	2~3ha	3~5ha	5~10ha	10~30ha	30ha 以上
2005 年	17.4	18.2	10.5	10.0	9.2	13.4	20.7
2010 年	14.4	15.8	9.0	9.4	9.7	15.5	26.2



出所：農林水産省「2010 年世界農林業センサス」より作成

[http://www.e-stat.go.jp/2\\_22\[1\].pdf](http://www.e-stat.go.jp/2_22[1].pdf)(2014.4.16 参照)

図表 1-3-2 は経営耕地面積別の耕地面積の集積割合である。耕地面積 5ha 以上の大規模農業経営体に集積する傾向が出ている。5ha 以上の経営体合計集積割合 2005 年 43.3%が 2010 年は 51.4%と耕地面積の 5 割を超えている。

農地の集積割合は進んでいるが政府は 2015 年には大規模経営に 6 割くらいが集積され、集落での共同経営農家の農地と併せ農地の集積割合を 7~8 割合になると見込んでいる。

#### 1-4) 農地の価格

農地は農業を行うに重要な要素である。農地価格はその農地で得られる収益に見合うのが経済的には合理的で当然である。不動産の理論地価の算出には「収益還元価格」と云う手法が使われている<sup>(12)</sup>。

収益還元価格 = 収益 ÷ 利子率

で計算される。土地は非償却資産でそこから得る収益は一定であるとされ、オフィスビルでは賃貸収入を利子率は4%として不動産価格の目安とされている。不動産は価格変動のリスクがある。その分だけリスク割合を含めて計算されている。

理論的地価＝収益÷（利子率4%+リスク割合%）での計算を地価の資産価格の目安とするのが一般とされている。

しかし実際の土地価格は経済高度成長にともない値上がりし長い経済不況に関わらず都市の商業地での公示価格と理論的価格との差額は40～50%は高値だといわれている。土地は永遠に値上がりする資産だとの「土地神話」は根強く地価の価格決定は複雑である。農地についても同じ事がいえると思われる。

仮に利子率4%として農地の計算をするのに水田の平均地代12,533円/10a、畑平均地代9,954円/10aを収益として試算してみる（図表1-4-5）。

10a（約300坪・1反）当たり水田 $12,533 \div 0.04 = 313,000$ 円、畑 $9,954 \div 0.04 = 249,000$ となる。この価格が適正であるかは判断できないが図表1-4-1、図表1-4-2に示す実売買価格は年々下落しているが理論的農地価格との差額は大きい、都市的農業地域（市街地調整区域）での価格はより高額である。

純農業地域・都市的農業地域とも全国平均の中田・中畑価格は年々値下がってきて2012年では純農業地域の中田価格は1,283千円/10aで中畑価格は908千円/10aである。都市的農業地域の価格は値下がり幅が大きい図表1-4-1に示すように中田は4,113千円、中畑は3,982千円である。図表1-4-2は2012年の10a当たり純農業地域・都市的農業地域のブロック別中田・中畑の農地価格である。東海地区は純農業地域、都市的農業地域の中田中畑ともに最高価格で、都市的農業地域中畑は8,010千円、中田は7,500千円である。沖縄での都市的農業地域中畑が5,982千円で高値2番目である。最低価格は北海道では純農業地域で中田263千円、中畑124千円で、都市的農業地域で中田453千円、中畑598千円である。

生源寺真一氏「現代日本の農政改革」<sup>(13)</sup>によると北海道の畑作地帯の実勢価格は収益還元地価にほぼ対応しているとしている。北海道が適正な農地の価格を維持していて農業が唯一産業として成り立つ地域であると思われる。これに対して都府県の多くの地域は収益還元地価を大きく上回っている。

この原因はいろいろあると思うが主に農家が土地に対する認識すなわち先祖から引き継いだ農地を手放すことへの強い抵抗感と農地転用による農地売買による莫大な販売利益に対する期待が大きいという事であろう。水利施設が整い平坦な優良農地は住宅立地・工業立地と重なるのである。中山間地域でも道路の建設、ショッピングセンターの進出など農地転用による大きな販売利益の期待は魅力的である。

農地転用面積の年推移は図表1-4-3のとおりで年々減少している。2009年は13,669haで田が6,633ha畑が7,036haである。市街化区域内では3,214ha市街化区域外では10,455haである。但し無許可・無届での農地転用があることを農林水産省も認めている。違法転用面積がどの程度あるかは不明でかなりあることは業界の常識であると云われている。朝日新聞(2014年6月7日茨城版)によると水戸市で農業委員2人を含めて農地不正転用容疑で逮捕された事件で農業委員会の会長が「不正を見抜く事は困難である」と釈明している。この様に不正が摘発されるのは稀なことである云われている。

図表1-4-4は農地価格と転用価格（住宅転用目的の売買価格）である。2005年までの資料であるが転用価格は農地価格の10倍から40倍弱である。現在でも土地価格は低下傾向であるが農地転用売買による莫大な利益を得る可能性はある。専業農業者でない土地持ち農家が土地に執着することは当然理

解出来る。

農地価格の高止まりは税法からも応援している。農地の固定資産税（宅地の 1/3～1/5）は低額であり相続税も評価価格が非常に低く評価され相続税はゼロか低額である。譲渡所得税は分離課税 20%で優遇はされていない。このような税優遇措置は農地の維持経費が低く抑えられているために農地を保持し近き将来の農地転用の機会を期待しているためだとも云われている。

農業所得が主でない農家が土地を手放さないのは「農地は作物を作る農地としてより資産」として所有していると認識しているからであろう。国全体の土地価格が値下がり傾向であるがまだ高く維持されていることに農地価格も連動しているものと思われる。

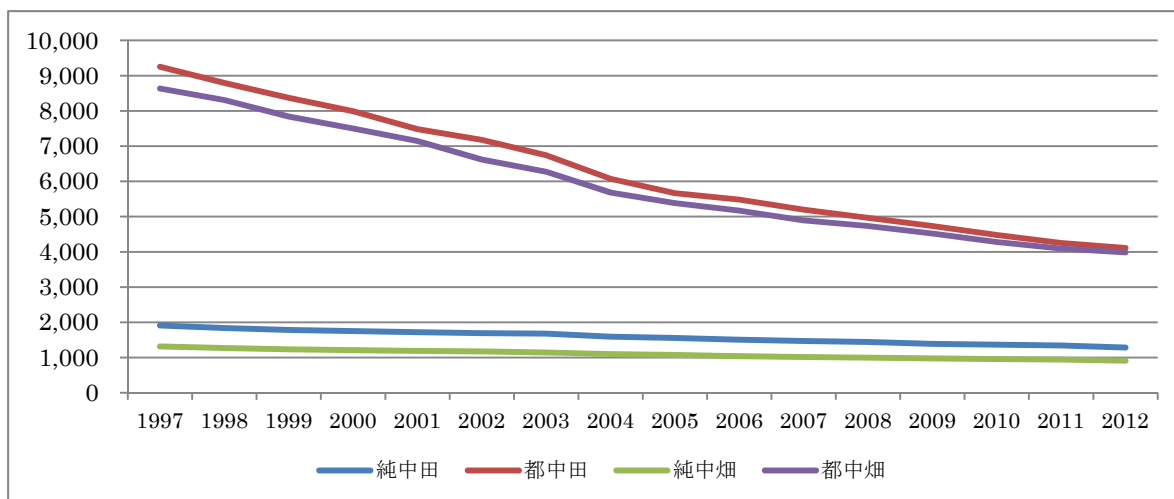
千葉県の「5.作物別の経営をイメージするために（ちばの大地で農業を始めたい人の手引書）」<sup>(14)</sup>によると「稲作では年収 10a 当たり 10 万円で粗所得 4 万円程度なので 2008 年千葉県の平均田の価格は 10a 当たり 140 万円である。稲作で 500 万円の所得を得ようとすれば 13ha 以上が必要である。借地で稲の単作経営をしようとする場合には 20ha 以上は欲しいところでしょう。田を新たに借金で購入しての稲作農業は成り立たない」と述べている。「野菜・花き・果樹の経営面積は数 ha で済むが栽培技術・販売先の開発等が必要であるとしている。千葉県での新たな農地確保は現在の農地価格ではかなりの資金が必要である」。

図表 1-4-5 は最近の田畑の賃貸料の例である。2012 年の全国平均の賃貸料は水稲田で 12,533 円畑では 9,954 円である。北海道・千葉県・茨城県と他府県での水稲田の最高最低賃貸料と畑の最高最低賃貸料を図表 1-4-5 で示した。田の最高賃貸料は千葉県で 17,811 円である。千葉を除くと熊本県 16,466 円、最低は兵庫県の 8,121 円である。畑の最高賃貸料は京都の 21,182 円、最低は北海道の 5,011 円で北海道を除けば最低賃貸料は山形県で 6,064 円である。

賃貸料が 1 年 5～6 千円であれば財産とは認識され難い。また田畑価格が 10a 当たり 50 万円程度であるとすれば農業所得が主でない人も財産と認識は薄れて農業に従事し食料生産に力をいれる人々に田畑使ってもらよう提供が進むのではないだろうか。

図表 1-4-1 純農業地域と都市的農業地域の農地価格の推移（全国平均）（単位：千円/10a）

年	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
純中田	1,911	1,837	1,780	1,748	1,717	1,692	1,677	1,593	1,553	1,505	1,470	1,441	1,388	1,363	1,340	1,283
都中田	9,250	8,792	8,371	7,990	7,479	7,177	6,739	6,074	5,663	5,485	5,199	4,965	4,733	4,479	4,250	4,113
純中畑	1,315	1,267	1,230	1,210	1,186	1,171	1,140	1,098	1,071	1,036	1,014	998	972	957	942	908
都中畑	8,633	8,308	7,840	7,499	7,144	6,617	6,272	5,683	5,384	5,168	4,892	4,734	4,519	4,278	4,092	3,982



出所：全国農業会議所「2012年田畑売買価格等に関する調査結果」

<http://www.nca.or.jp/img/nousei-inguire/denpata24-yousi.pdf>(2014.5.6 参照)

注：中田・中畑とは地域において標準的な生産力のある農地である

図表1-4-2 2012年純農業地域と都市的農業地域ブロック別農地価格（単位：千円/10a）

ブロック	全国	北海道	東北	関東	東海	北信	近畿	中国	四国	九州	沖縄
純農業地区中田	1,283	263	652	1,755	2,338	1,566	2,069	812	1,733	976	992
都市的農業地域中田	4,113	453	1,948	2,995	7,500	2,615	4,864	4,427	5,634	2,370	-
純農業地区中畑	908	124	383	1,771	2,150	1,000	1,366	451	959	654	1,155
都市的農業地域中畑	3,982	598	1,603	3,378	8,010	2,017	4,455	3,071	4,411	1,854	5,982

注：中田・中畑とは地域において標準的な生産力のある農地である

出所：全国農業会議所「2012年田畑売買価格等に関する調査結果」より作成

<http://www.nca.or.jp/img/nousei-inguire/denpata24-yousi.pdf>(2014.5.6 参照)

図表1-4-3 農地転用面積の年推移（単位：ha）

年	1985	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
農地転用合計	27,344	35,214	28,969	21,658	19,720	18,183	17,966	17,634	16,954	16,923	16,141	15,820	13,669
内 田	13,390	16,976	14,495	10,915	9,755	8,887	8,631	8,365	8,250	8,309	8,004	7,106	6,633
内 畑	13,954	18,238	14,473	10,743	9,966	9,296	9,335	9,269	8,704	8,613	8,136	8,714	7,036
市街化区域内	6,698	7,744	6,554	4,996	4,544	4,344	4,562	4,639	4,678	4,741	4,486	3,944	3,214
市街化区域外	20,646	27,469	22,415	16,662	15,176	13,839	13,404	12,995	12,276	12,182	11,654	11,876	10,455

出所：農林水産省「平成21年土地管理情報収集分析調査結果の概要」より作成

[http://www.maff.go.jp\\*/j/tokei/kouhyou/toti-kanri/pdf/totikan-gaiyou-09.pdf](http://www.maff.go.jp*/j/tokei/kouhyou/toti-kanri/pdf/totikan-gaiyou-09.pdf)(2014.06.01 参照)

図表 1 - 4 - 4 農地価格と転用価格の年推移（単位：千円、10a）

			1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	比率
都市計画区域外	農地価格	農用地区域内	1,658	1,873	1,977	1,748	1,553	(注1) 1.0
		農用地区域外	2,058	2,369	2,481	2,209	1,951	1.3
	転用価格		11,984	14,771	16,690	16,615	15,856	10.2
市外化調整区内	農地価格	農用地区域内	6,703	9,880	10,115	7,990	5,663	3.6
		農用地区域外	9,632	15,452	15,448	11,780	7,722	5.0
	転用価格		18,154	29,669	31,908	28,722	23,151	14.9
市外化区域内	農地価格		28,956	47,891	51,406	44,683	35,921	23.1
	転用価格		52,071	87,344	90,848	75,403	59,388	38.2

注1) 「比率」は、都市計画区域外の農用地区域内の農地価格を「1.0」とした場合の価格の比率

出所：農林水産省「土地利用と農業振興地域制度・農地転用許可制度の概要」2007年3月より作成

<http://www.maff.go.jp/j/study/nouti-seisaku/03/pdf/ref-datal.pdf>(2014.06.02 参照)

表1-4-5 農地の賃貸料の例 (単位：10a 当たりで円)

地域	地目	利用状況	2012年	2011年	2010年
全国平均	田	水稲作	12,533	11,618	12,080
	畑	普通畑	9,954	8,869	9,496
		樹園地	17,364	16,336	16,169
		牧草地	4,731	4,910	4,479
田最高価格県 熊本	田	水稲作	16,466	15,615	15,762
	畑	普通畑	11,949	12,296	12,717
		樹園地	14,142	12,185	17,444
		牧草地	5,967	6,404	14,109
田最低価格県 兵庫	田	水稲作	8,121	7,666	7,977
	畑	普通畑	16,111	-	14,900
		樹園地	14,063	-	-
		牧草地	-	-	-
畑最高価格県 京都	田	水稲作	8,149	6,160	10,500
	畑	普通畑	21,182	6,400	-
		樹園地	-	-	-
		牧草地	-	-	-
畑最低価格県 山形	田	水稲作	14,007	13,220	1,489
	畑	普通畑	6,064	4,989	7,589
		樹園地	12,125	13,000	26,700
		牧草地	-	-	-
北海道	田	水稲作	11,191	10,558	9,818
	畑	普通畑	5,011	4,910	4,746
		樹園地	10,800	9,900	9,900
		牧草地	4,115	4,894	2,211
千葉	田	水稲作	17,811	15,493	16,299
	畑	普通畑	14,299	14,216	13,043
		樹園地	40,400	-	52,200
		牧草地	-	-	3,500
茨城	田	水稲作	15,902	15,307	18,535
	畑	普通畑	9,178	9,279	8,820
		樹園地	34,289	36,967	13,000
		牧草地	-	-	-

出所：全国農業会議所「賃貸料情報を見る」より作成

<http://www.agri.nca.or.jp/modules/chinshaku/>(2014.5.6 参照)

農地の現状に関して「農地面積全体の年推移」「耕作放棄地の現状」「規模別農地所有状況」「農地の価格」などの概要を確認してきた。それらから日本農地の課題を探ると「農地が年々減少している」「放棄地農地が年々増加している」「経営耕作面積が小規模で集積割合増加の進行が遅い」「土地利用率が低い」「土地持ち非農家が増加している」「兼業農家が多い」「農地の価格が高すぎる」「農地の流動化が遅い」等が考えられる。

## 2) 政府の農地対策

### 2-1) 減反政策廃止

朝日新聞（2014年6月15日付け）の記事に「減反（生産数量目標制度）廃止 2018年に備える新潟県南魚沼市の「米を自由に作れるようになる」ことへの「自立」への模索が紹介されている。南魚沼市は最高級ブランド米新潟魚沼産コシヒカリの大産地である。井口市長は「南魚沼産コシは他のコメより売れる。コメは淘汰された方がいい」と語り、市議会で「減反が無くなれば、市内すべての水田6千㍓で全量作付けを目指す。現在3割を超える減反割り当て分だけ収量が上がれば、米価が多少下がっても農家収入は増えるはず。「プレミアム米」として希少価値を高め、国内外の富裕層へと売りさばいていくルートを開拓する…。」と主張した。魚沼コシは高値で、北海道産「ゆめぴりか」、山形県産「つや姫」など割安なコメに苦戦している。それで市は販売開拓のための旅費予算300万円を予算化している。-----市内の50ヶ所に散らばる水田計10㍓を切り盛りする大久保和行さん（47）はシンガポール・香港に魚沼コシの輸出を始めた。昨秋、玄米7㍓を出荷したところ現地邦人らに好評で、今年産は2.5倍増の18㍓を出す。赤字であるが先行投資として海外の市場開拓を目論んでいる。「何百㍓もまとまった農地がない中山間地の魚沼では、個人農家の大規模化は難しい」と大久保さん。「小規模でも十分な利益を生めるシンプル経営を実現したい」。との記事である。

米の減反政策は直接農地問題ではないが水田利用・農家の自立心・農業経営力の弱体などに大きな影響を与えてきた米価格維持制度であり消費者には高い米を買わせている制度である。

政府は2013年11月に減反政策を2018年に無くすことを決定した。米の過剰生産に対処するために1970年にはじまり40年以上行われてきた、これから後2018年まで続く米生産数量目標制度である。国が総生産量を決めそれを都道府県に数量を割り当てる。都道府県は市町村に割り振り、市町村はそれを部落に割り当てる。部落は構成員で相談し各農家に減反を調整する。減反した農家には10aあたりに交付金を交付すると云うのが制度の概略である。

2014年の生産数量目標は765万㍓で昨年より26万㍓減である（1967年がピーク1,445万㍓）。田総面積約2,465千haに対して作付け（非主食用米125千㍓含む）は約1,650千haであり、約67%である。3割以上の田は麦・大豆などの転作や休耕を強いられている。

この減反制度に入らず独自に米を生産し販売する農家（農業法人も含む）も存在している。しかし経済的にも経営努力が必要であるが造反であるから地域の中での関係維持に大きな負担がある。部落（ムラ）は伝統的に農業施設・水利施設・農道の保守など無償の協同作業が存在し相互牽制・相互扶助などで部落の文化・生活を守ってきた。この様ななかでの裏切り離脱は大変なことである。

交付金10aあたり15,000円であったのが7,500円となり（2014年度予算806億円）、一方飼料用米生産には80,000円から上限105,000円まで増額する（2014年度予算2,770億円）。減反制度に不参加農家

には交付はされない。

新たな補助金として農道の草刈り・水路の泥上げなどに「農地維持支払い」として 10a 当たり年最大 3,000 円を配る。「資源向上支払い」として農村の景観維持を助けた場合には 10a 当たり 2,400 円を支給する。日本型「直接支払い制度」として年合計 5,400 円を支払う制度を設けている。

減反政策の目標は米価格の維持であったが、米耕作農家はこの減反制度内において経営能力の弱体化、自立力の減少を導いたとされて日本農業の国際競争力を弱体化してしまったと言われている。新たな「直接支払い制度」などバラマキの感も否めないが 5 年先には政府は生産目標を立てない。コメ農家が自主的に経営をしなければならない。5 年間はコメ農家が自前で経営する力を付ける猶予期間でもある。また、田を持っていれば交付金が貰えるので兼業農家が田を手放さずに田の集積が遅れ、田の有効な利用が出来なかったとされている。「米が自由につくれる、自由に売れる」当たり前の状態になり専業農家が活躍しなければならない時代に突入することになったのである。農業団体・農業族議員の大きな反対もなく減反廃止政策は順調なスタートを切った様である。今後については一方米余り市場の中で兼業農家の農業離脱による農地の受け皿・耕作放棄地の増加、専業農家は米から何らかの転作をしなければならないなどの難しい課題がある。

## 2-2) 農地改革

農地改革は敗戦後 1945 年 12 月の連合軍総司令部 (GHQ) の指令「農地改革に関する覚書」に始まり日本側の第一次改正法は GHQ に拒否され日本側と GHQ との折衝により第二次改革法（「自作農創設特別措置法」と「農地調整法改正法律」）が 1946 年 10 月 11 日成立して 1947 年 3 月から 1950 年にかけて実施された<sup>(15)</sup>。占領軍の政策として「農地改革」「財閥解体」「労働三法」は日本の民主主義国家として再成立するのに極めて重要なものであった。その中で「農地改革」以外の「財閥解体」「労働三法」は GHQ の強力な要請で実施されたが「農地改革」は日本側にも農業の改革をしなければならない状況であった。勿論激しく厳しい改革の内容は占領軍の要請であり、占領軍の後押しで農地改革は行われて政治的には一番成功した政策と言われている。

敗戦前は地主と小作人の関係は半封建的な関係で小作人の立場は地主に絶対服従であり経済的にも悲惨きわまるものであった。貧困のために子供を人身売買まがいで生活を守らなければならなかった人々もいた。1937 年<sup>(16)</sup> 日本が戦争経済に突入したところ小作争議は年間 6 千件台も起きていた。1938 年には「農地調整法」で小作人の耕作権を強化し小作争議の鎮静を図っていった。その後小作争議・労働運動・農民組合運動などは弾圧があり小作争議は減っていったが 1941 年に 3 千件台、1944 年でさえ 2 千件台であった。戦争中の国内農政において地主と小作人の関係即ち地主制度の改善は緊急の課題であったのである。

この様な国内農政の転換期と敗戦後の食料事情の最悪に対処するために農作物の生産の増産が必至である状況に GHQ の強制的要請が相まって山林を除いて（山林を農地改革から除いたことに対して農地改革が不徹底であったとの批判がある）地主から小作人の耕作者に農地の所有権の移転がおこなわれたのである<sup>(17)</sup>。国が地主から農地買収（没収か？）への支払いは一部現金で他は年利 3 分 6 厘、30 年以内の年賦支払いの「農地証券」で支払われた。遡及して 1945 年 11 月 23 日を基準日とし、公平を期するためこの時点での農地の権利関係で処理された。買収の査定価格も基準日の価格とし低価格と相まって敗戦時の高インフレーションによりただただ同然になってしまった。一方、買い受けた耕作者の支払いは



「全部又は一部を一時支払いとすることし、その残額は年利三分二厘、期間最長三十年の年賦償還とする。」ことで高インフレーションによりただ同然で自作農地を手に入れたのである。

地主側の抵抗<sup>(18)</sup>は市町村農地委員会(現在の農業委員会の前身)の買収計画への異議申し立ては1949年までに合計94,253件、行政訴訟は1950年まで合計4,225件であった。違憲訴訟は1950年までに119件提起された。農地買収の違憲訴訟の主張は自作農創設の農地の買収は憲法29条3項の「公共のために用いる」ものでない。又買収価格は同項の「正当な補償」に違反しているというものであった。1953年12月23日に最高裁判所は農地改革での農地買収、買収価格は合憲であると判決を下した。

農地改革の目的は小作制度を廃止し自作農家を創設することである。その骨子は<sup>(19)</sup>

- ① 農地・開墾地は全て国が買収し小作農(新規耕作者含む)に売り渡す。
- ② 不在地主の貸付農地はすべて買収する。
- ③ 在村地主の貸付面積都府県1町歩(約1ha)北海道4町歩を超える小作地は買収する。
- ④ 自作地も原則として都府県3町歩北海道12町歩以外は買収する。その当時人馬による家族労働で耕作可能な耕地面積はこの程度だと考えたらしい。法人・団体の自作地の所有も原則認めていない。農業は家族労働力の範囲内で行われるのを根幹と考えたからである。
- ⑤ 小作料は金納制として小作料は田では平均収穫される米価格の25%畑は主作物価格の15%以内であり最高価格を超えてはならない。契約は文書化を義務づけた。
- ⑥ 農地買収・売渡しの計画主体である農地委員会(現在の農業委員会の前身)は任命制から階層別選挙としその構成は地主3、自作5、小作2である。
- ⑦ 農地買収・売渡しは2年以内に完了する。

占領軍の強い要請とはいえこれらの農地改革を2~3年でやりとげてしまったのである。

総務省の統計によれば1945年8月1日現在の農地は<sup>(20)</sup>約530万1千<sup>㌧</sup>(沖縄県含まず、約534万5千366町歩)であった。これは農林省1950年8月1日の「農地等解放実積調査」と数値が合致しない。農林省「1950年8月1日現在での」農地等解放実積調査<sup>(21)</sup>によると1945年11月23日現在農地総面積5,155,697町歩に対し小作地面積2,368,233町歩45.93%が1950年8月1日現在農地総面積5,200,430町歩の内小作地面積は514,774町歩9.9%で自作農地は4,685,656町歩90.1%となり全農家6,177千戸の内小作地に依存する小作農は5%までに減少したのである(図表2-2-1参照)。

農地改革は新たになった自作農達の士気が向上し化学肥料等も出回り始め農地の生産性が向上した。その上朝鮮・台湾・中国からの引揚者・復員兵士等による原野の開墾などで農業に従事することにより農地の増加などで食料生産の増加による敗戦後の食料不足を解消することに寄与した。これらは農村地域の経済発展を促すこととなった。これらは敗戦からの日本経済復興に、日本の民主主義化に重要な役割を担ったのである。農地改革は十分に評価されるべきである。しかし自作農でも都府県3町歩、北海道12町歩と農地面積の制限縮小による零細農家の出現、即ち農地の細分化は現在の農地への課題、兼業農家の存在・農地集積の遅延・農業の国際競争力の弱体化などに少なからずの原因となったのである。

図表 2 - 2 - 1 農地改革の実績

(単位：町)

地区別	農地改革前 (1945.11.23)			農地改革後 (1950.8.1)		
	農地総面積	小作面積	小作地率 %	農地総面積	小作面積	小作地率 %
総数	5,155,697	2,368,233	45.9	5,200,430	514,724	9.9
北海道	725,887	353,603	48.7	747,786	45,430	6.1
東北	813,268	391,743	48.2	821,791	68,430	8.3
関東	873,961	442,064	50.6	881,501	107,551	12.2
北陸	425,889	208,689	49.0	424,962	38,692	9.1
東山	297,791	129,758	43.6	299,377	30,808	10.3
東海	342,891	138,737	40.5	345,575	42,711	12.4
近畿	352,315	158,310	44.9	351,532	46,896	13.3
中国	397,635	160,331	40.3	399,659	39,247	9.8
四国	220,462	95,991	43.5	219,425	21,804	9.9
九州	705,597	289,008	41.0	708,822	72,779	10.3

出所：帝国書院 「歴史統計 農地改革の実績」

<http://www.teikokushoin.co.jp/statistics/history-civics/index10.html>(2014.6.22 参照)

## 2 - 3) 農地改革後の農地制度の変遷

1952年に農地改革の枠組みを確固たるものにするために「自作農創設特別措置法」「農地調整法改正法律」等農地改革関連法を一本化した「農地法」が制定された。

制定当時の第一条目的には「農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当である」と規定された。地主制度を排除し農地はそれを耕作する者が最適であると、自作農創設という農地改革の理念を示している。その為に耕作者の農地取得を促進しその権利を保護したのである。

制定当時の農地法の主な内容は<sup>(22)</sup>

第一条：自作農主義（汗水たらして農業に従事する者が農地を所有するのが最適である）

第二条：法人の農地所有禁止

第三条：権利移動の許可制（都道府県の知事の許可）

第三条：農地の上限下限面積を規定した（上限 3ha（北海道 12ha））

第四条：農地の転用の許可制

第六条：小作地の所有制限

などでその他不在地主の排除・小作地の権利の保護・小作料の定額金納制等である。

農地改革で創設された自作農を推奨し敗戦前の地主制度への復帰を禁止し、小作農の権利の保護強化し自作農の経営面積も最大都府県 3ha 北海道 12ha、最小 30a（北海道 2ha）とした。当時の食料事情・失業者対策などを鑑みて農業経営は農地最大 3ha 当たりが適当であると判断したのであろう。これは法人を排除し家族営農（労働集約的農法）が農産物増産に農地利用の効率化に最善であり、耕作者が農地を所有するべきである。権利の移動・使用目的の変更などは制限された。1952年にこの様な排他的で権

利変更の制限が強い農地制度が確立されたのである。

敗戦後経済復興時には他産業も農業も労働生産性は低く問題は発生しなかった。しかし1955年からの高度経済成長期になると事情は変わった。農業と他産業の労働生産性に大きな格差ができ、農業から他産業への労働力移動が進んだ。土地の住宅・工業用用地の需要が高まり農地価格の高騰により都市部での農地転用が盛んに行われるようになったのである。一方農地法は自作農主義を堅持し結果的には農業の機械化・意欲ある農家への農地の拡大化が進まず農業の労働生産は向上することが出来なかったのである。

1962年の改正で農業生産法人（農業組合の形態有する法人）に農地の所有と利用を認めたが、農業生産法人の要件は厳しく一般法人に開放はされなかった。1969年には1968年の「都市計画法」に関連して「農業振興地域の整備に関する法律」（略して農振法）が成立した。市町村が「農用地域」を設定しこの地域の農地は農業専用であるとし農業以外の使用を制限して農業振興を図ろうとした。「都市計画法」の線引きと「農振法」の線引きとが併存することになったのである。

1970年になり農地法の大改正が行われた。厳正な自作農主義から借地による規模拡大推奨へと転換したのである。農地の借地が出来るのは耕作者であることは変わらないのであるが農地の利用効率の推進のために農業規模の拡大を図ったのである。農地取得の上限の撤廃と小作地所有制限の廃止、農業生産法人の要件緩和、小作料の統制廃止などが改正された。

1975年に「農振法」の改正による「農用地利用増進事業」を創設した。「農用地利用増進事業」<sup>(23)</sup>とは市町村が地域内の農地利用増進規程を定め貸し手と借り手の合意を得て農地利用増進計画を定めその旨を公示することにより集団契約が発効し、事業計画の下での賃貸契約は農地法の適用除外とした。市町村長による農地賃貸の仲介であり貸し手は安心して借り手は個々の貸し手との煩雑な契約をすることなく賃貸が出来る。農地のより流動化を図るものである。

1980年「農用地利用増進法」を制定した。「農用地利用増進事業」を制度から新法に移管し権利設定の範囲を農用地区外農地にも対象を広げてより農地流動化を推し進めようとした。1989年の「農用地利用増進法」の改正で耕作放棄地への対策がこうじられた。

1993年に「農用地利用増進法」は「農業経営基盤強化促進法」に改名された。「認定農業者制度」は「農用地利用増進法」でも制度化されていたが「農業経営基盤強化促進法」では農業の担い手として経営の規模拡大化・複合化・経営改善に取り組む農家とされ税制面・金融融資の面で優遇措置がとられた。

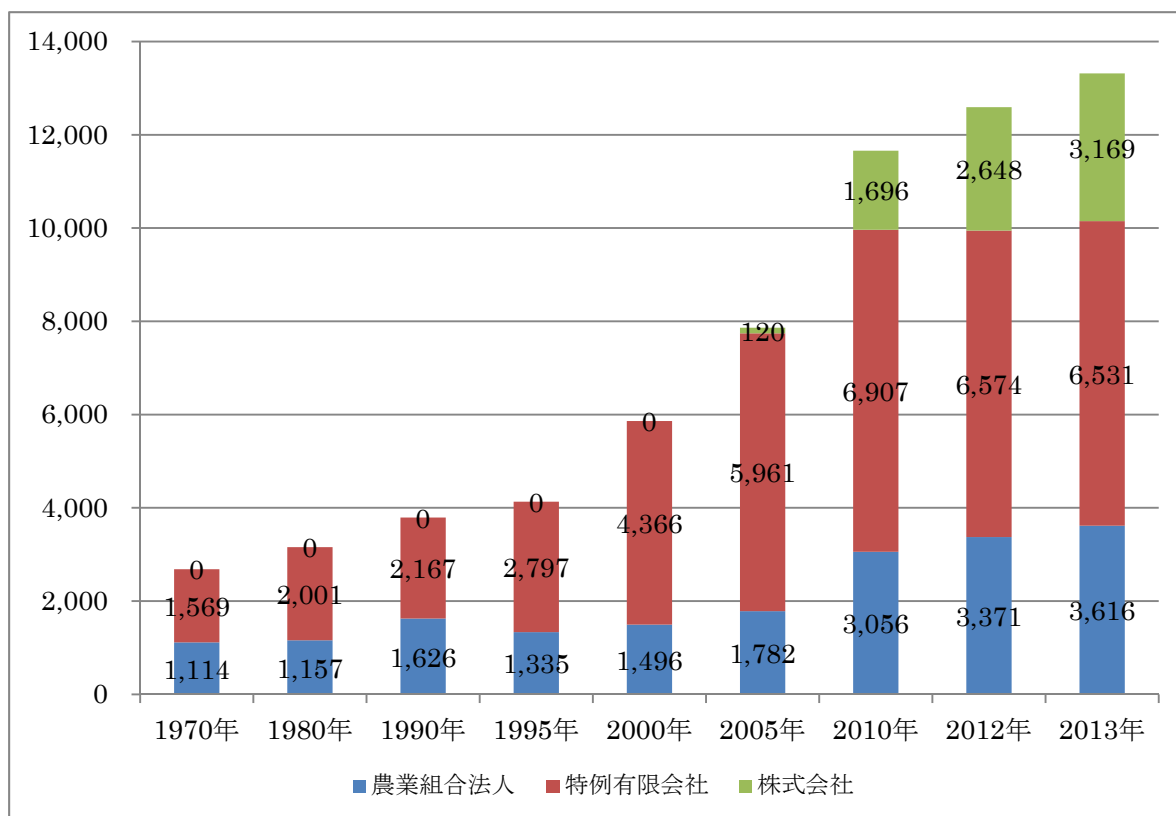
企業の農業参入に関しては1962年に「農業生産法人制度」を設けた。形態は農事組合法人、有限会社等で株式会社は認めていない。要件は事業目的には農業及び付帯事業のみ、構成員は一般人には厳しく制限され法人に農地の権利を移転した者で常時農業に従事する者に限られていた。1970年の改正で農業生産法人の要件も緩和され2000年になり形態として株式会社（未公開会社）も認めるようになり株式会社が農地の所有が可能になったのである。①事業目的は農業であり②構成員は農業関係者が総決議権の4分の3以上で③役員は過半数は常時農業に従事しなければならなかった。2002年の構造改革特区（遊休農地・耕作放棄地地域）において市町村の仲介により株式会社に農地の貸付が認められた。2005年「農業経営基盤強化促進法」の改正でどこでも市町村は自ら企業の参入地域を計画設定すれば「特定法人貸付事業」として農業生産法人以外の一般株式会社に農地の貸付が可能になった。

2009年の「農地法」の改正は敗戦後の農地改革の大転換したものである。農地改革の理念は「所有」と「利用」は自然人である農業者が一体として保持するのが原則であった。いわゆる「耕作者主義」を

堅持し強化するものであった。2009年の改正は「所有権」と「利用権」を分離し農地の利用は一定の制約はあるがだれでも一般法人にも農地の貸付（借り受け）は可能にしたのである。農業生産法人の要件も②の議決権の制約を加工業者等の関連業者は総議決権の2分の1未満まで可能に緩めた。出資も1社あたり10%未満との制約も撤廃し賃貸契約年数も20年から50年になったのである。

図表2-3-1は農業生産法人数の年推移である。2013年1月1日現在で合計13,561法人の内株式会社は3,169社(23.3%)である。図表2-3-2は営農類別の農業生産法人数で米麦は38%野菜が19%畜産も19%で果樹が7%である。

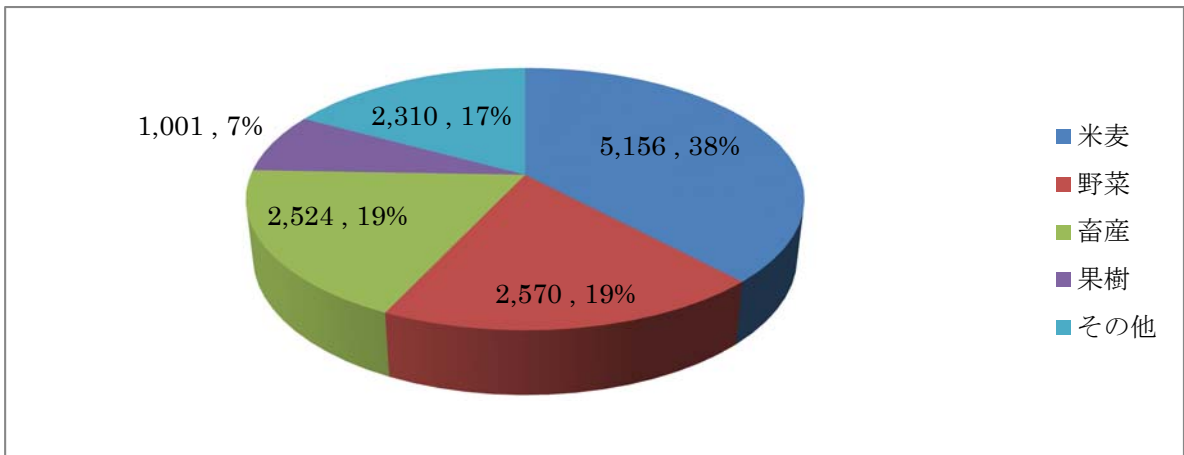
図表2-3-1 農業生産法人数とその内訳



出所：農林水産省「農魚生産法人の農業参入について」（各年1月1日現在）より作成

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/pdf/seisan.pdf>(参照 2014.7.8)

図表 2-3-2 営農類別の農業生産法人の数



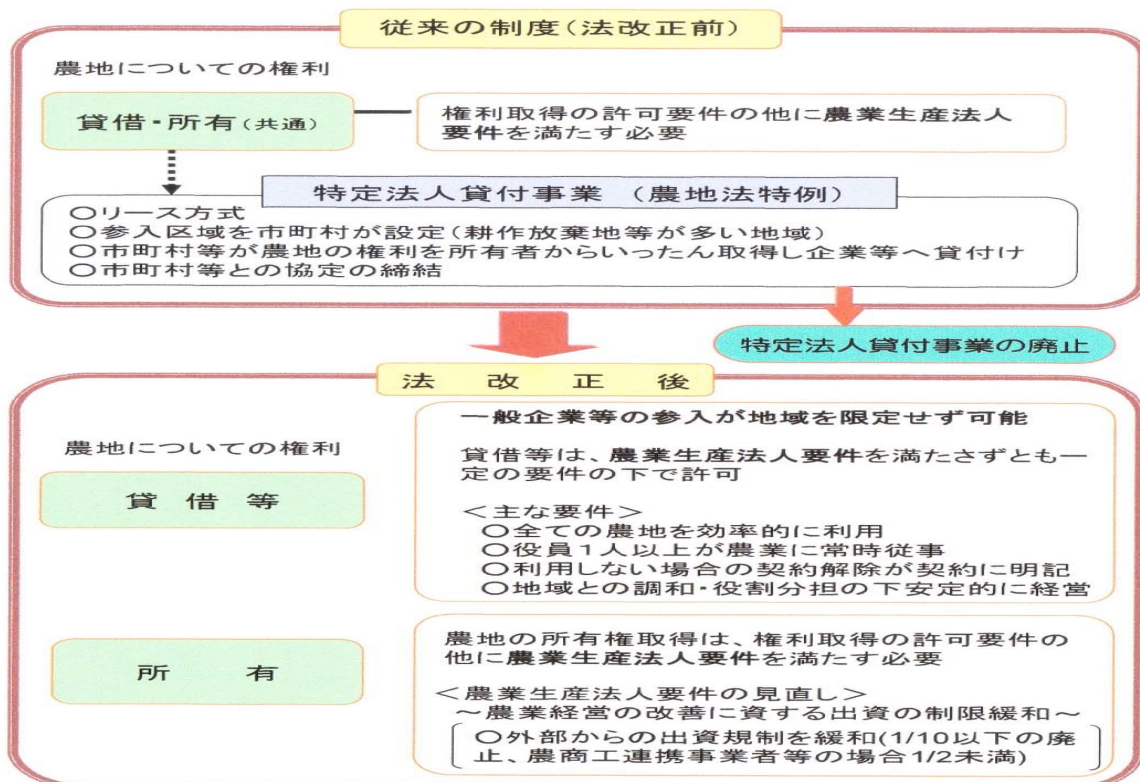
出所：農林水産省「農魚生産法人の農業参入について」（2013年1月1日現在）

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/pdf/seisan.pdf>(参照 2014.7.8)

2-4) 農業への法人（個人）参入と他の重用改正

図表 2-4-1 企業の農地取得について

<一般企業等の農地の権利取得方法等の見直し>



※従来のリース方式で参入したものは、改めて手続をすることなく、引き続き農業経営ができる

出所：農林水産省「一般企業等の権利取得による参入制度」

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/kouzoukaizen/kigyuu/pdf/gaiyou.pdf>(参照 2014.7.10)

農業に参入するには個人法人共に

- ① 農地のすべてを効率的に利用する義務
- ② 一定の面積を経営（原則 50a 北海道 2ha、地域事情により農業委員会が引き下げ可能）
- ③ 周辺の農地利用に支障がない（農道補修・水利施設の維持等）

の 3 要件を満たさなければならない。違反の場合は契約破棄もある。個人は本人が農作業に常時従事しなければならない。

図表 2-4-1 は法人の農業参入の要件である。参入方式は農地所有と農地賃貸である。農地を所有するには今までと同じく農業生産法人でなければならない。出資は関連事業者には 2 分の 1 未満まで緩和された。役員は農業従事も過半数との規制は残っている。

農地の賃貸での農業参入は日本どこの農地でも一般企業が賃貸要件を満たせば借りる事が可能になったのである。

図表 2-4-2 は大手企業の農業参入の例である(参照図表 2-3-1・図表 2-3-2)。

各企業は自前の生産管理手法を導入しコスト削減に努力しているとの事である。イオンは全国農場に気温・降水量・土の温度など管理するのにクラウドシステムを導入している。工場管理の手法で動作研究とか工程管理手法であるとかトヨタのジャストインタイム方式などの技術や企業経営のノウハウを農業に応用して生産性を目論んでいるようである。

参入後撤退した企業もある。オムロンの撤退は業界の中でよく話題となっている。参入企業経営状況は必ずしも好調であるとは言えないらしい。ただ大手企業は投資金額が本業から比べて少ないので長期的(5 年以上)考えている様子である。プレジデント 2014 年 10 月 18 日発信の「こだわりの国産トマトで世界と戦う」<sup>(24)</sup>によるとカゴメは 1999 年にオランダの技術を学び施設栽培の生食トマトの栽培を始め現在全国 11 か所を運営して年間 60 万トンの生食トマト需要のうち 1 万 4,000 トンを生産している。当面の目標としてシェア 10% を目標にしている。黒字になったのは 2012 年からである。施設栽培の技術を 100%使いこなし採算にのるまでには 10 年以上の歳月がかかっている。したがって資本力・信念のない企業は撤退を余儀なくする場合が多くみられる。日本政策金融公庫の 2010 年 2 月に発表した食品関連企業（6,823 社が対象、有効回答 2,446 社）の参入動機は<sup>(25)</sup> ①原材料の安定的確保②高付加価値・差別化③トレーサビリティの確保④地域社会貢献、企業イメージアップと続いている。なかなか優良な農地が契約出来ないのも企業の農業参入・参入後の黒字化の障害となっている。

図表 2-4-2 大手企業の農業参入の例

参入時期	会社名	農業分野	内 容
97年1月	オムロン	トマト	子会社が高品質トマト栽培(北海道千歳市)⇒3年後に撤退⇒「田園倶楽部北海道」に継承されるが、親会社の宮崎県の造林会社の破綻により09年に倒産⇒10年エア・ウォーターが引き継ぐ
97. 8	プロミス(創業者)	施設園芸, 畜産等	神内ファーム21を北海道浦臼町に設立
98. 7	キュービー	野菜	大規模植物工場TSファーム白河を稼働
98.10	キューサイ	青汁原料ケール	島根県等3か所で生産法人設立
02. 4	ワタミフード	有機農産物	生産法人ワタミファームの広域農場運営
02. 6	サイゼリア	有機農産物	直営農場(生産法人)を福島県白河市に設立
03. 2	メルシャン	ワイン原料ブドウ	長野県丸子町に生産法人設立
03. 9	阪急百貨店	有機野菜	生産法人阪急泉南グリーンファームを設立, ハウス(40a)で有機栽培(ベビーリーフ, 水菜等)
04.11	カゴメ	生食用トマト	ハイテク菜園, 生産法人への出資と契約取引
06. 2	モスバーガー	トマト	生産法人設立, 静岡, 群馬県に農場
07. 1	マンズワイン	ワイン原料ブドウ	長野県上田市(1.7ha), 小諸市(3ha, 08.4参入)でリース方式で参入
08. 5	ドール	パプリカ	宮城県登米市で養液栽培施設, 農地は市からのリース
08. 8	豊田通商	パプリカ	宮城県栗原市で養液栽培施設, 生産法人設立
08. 8	イトーヨーカ堂	野菜, 堆肥	千葉県富里市に生産法人設立, 今後埼玉, 神奈川に各2か所, 茨城に1か所法人を設立予定
08.11	モンテローザ	水菜, サツマイモ等	茨城県牛久市にリース方式2haで参入, 有機JAS認証を目指す
09. 4	コロナ	有機米	新潟県三条市から2.9haの農地をリース。米は社員食堂等で全量消費。地域貢献・CSR
09. 4	JR東日本	野菜	茨城県石岡市に「JAやさと」と法人設立(3ha), 体験農園・観光も視野に複数展開も検討
09. 6	生協ひろしま	野菜	農協と行政と連携して北部の遊休地を活用した生産法人設立。2010年度予定。
09. 7	サッポロビール	ワイン原料ブドウ	子会社サッポロワイン(90%)と長野県池田町(10%)の出資, 12haリース方式
09. 7	イオン	野菜	茨城県牛久市で2.6haリース方式。今後, 全国で農場展開し(3年間で10農場), 自社でPB野菜を販売
09. 9	住友化学	野菜・果樹	今後5年間で全国10か所で直営農場, 20~30か所で生産委託し自社ブランドで販売
09. 9	NTTコミュニケーション	野菜・果樹	農業参入に向け社員等の生産体験活動を開始。IT利用のネット通販, 生産ノウハウの蓄積が目的
09. 1	JR九州	ニラ等	2010年4月に大分市に生産法人設立, 九州他県でも進出交渉中
09. 4	JR東海	野菜	JR東海商事が愛知県内でレタス等の水耕栽培をリース方式で参入
10. 1	九電工	オリーブ	熊本県天草市で遊休地を活用したオリーブ栽培
10. 2	エア・ウォーター	トマト	破綻した「田倶楽部北海道」から施設を購入, カゴメ向けトマト, エスピー向けベビーリーフを栽培
10. 2	吉野家	タマネギ等	神奈川県に地元農家と生産法人を設立(32aで開始, 将来は5ha目標), 全国20か所以上に展開する構想

資料 新聞報道, プレスリリース等より筆者作成  
 (注) 本表での「リース方式」は「旧リース方式」の意。

出所: 農林金融 2010・6 室屋有宏「農地制度改正後の「企業の農業参入」を考える」p.25  
<http://www.nouchuri.co.jp/report/pdf/n1006re1.pdf>(参照 2014.10.6)

2013年12月に農地中間管理機構(農地集積バンク)<sup>(26)</sup>の推進に関する法律と農業経営基盤強化促進法の一部改正で農地利用の集積集約を行う農地中間管理機構を都道府県段階に創設し遊休農地解消措置の改善、青年等の就農促進策の強化、農業法人に対する投資の円滑化等を講じる法が成立した。

図表 2-4-3 は「ちば県民だより」(2014年7月5日付け)で「農地中間管理機構」(公益社団法人

千葉県園芸協会)の広報記事である。

農地管理機構は農業から引退する人、したい人、相続した農地を貸したい人、耕作放棄地、放棄地になる恐れのある農地などを話し合いでまたは、強制的に借り受けて(耕作放棄農地)営農拡大・新規参入など農地を借りたい人(農業生産法人・個人・集落営農・一般企業)に貸し出す制度である。必要な場合は農地の集約整備など基盤整備等の条件整備を行い農地を借り受け農業を行う人がまとまりのある形で農地を利用できるようにして貸し付ける制度である。いわゆる公的な農地の賃貸仲介制度である。貸す農家は公的な機構に貸し付けるので安心感が得られる。借りる方はまとまりのある農地を一括して借り受けることが可能になり各戸との契約の煩雑さを免れる長所がある。機構へ農地を貸した個人や地域には協力金が支払われている。

課題は土地改良費用の負担、水利・農道の維持費用、農家が機構に貸し出して借りうけが決まるまでの間の賃貸料・税金は誰が負担するかなどである。借り受け者が負担するとすれば賃貸料は高くなる。

個人で農業参入の方には青年就農給付金制度<sup>(27)</sup>がある。制度のおおまかな概要は営農開始時45歳未満の方が農業に参入(農業生産法人に雇用される方含む)するために指定農業教育機関での農業実習には最長2年間、年額150万円が支給される(準備型)。農業を始めて間もない時期(年収250万円未満)には最長5年間、150万円が支給される(経営開始型)。要件違反者は返還義務がある。その他機械等の投資には無利子融資、経営所得安定対策の対象者になる等の長所がある。2012年の実績<sup>(28)</sup>は非農家出身者が66%で準備型が1,707人、経営開始型が5,108人合計6,815人であった。彼らは「農地中間管理機構」からの農地借り受けの有力な対象者でもある。

農業振興地域制度(市町村が定める)により優良農地として確保されている農用用地は農振法で原則として農地転用が出来ない。そこで該当農地を農用地区域から除外することにより農地転用は可能である。そこで農用地区域から除外することが簡単では制度の意味が薄れるので線引きの変更は厳格でなければならない。図表2-4-4は農業振興地域のイメージである。斜線部分が市町村の定めた農用地区域から除外して農地転用を図ることに対して厳格にして、白地と言われている農地は転用可能である。学校・病院等への農地転用も許可制

とした。市街化区域内の農地転用は届け出だけで転用可能である。農地転用違反にたいする罰則も強化した。転用違反は法人で罰金1億円以下(旧法300万円以下)、個人は改正されず罰金300万円以下と懲役3年以下である。違反転用にたいする原状回復命令違反も強化された。法人罰金1億円以下(旧法30万円以下)、個人では罰金300万円以下(旧法30万円以下)懲役3年以下(旧法6ヶ月以下)となっている。

企業は「農地中間管理機構(農地集積バンク)」が創設されたこの機会に本格的に農業への参入を模索しているようである。2014年9月1日に住友化学は米の生産と・販売事業を開始すると発表した<sup>(29)</sup>。「食味など高品質と低コストを両立させる稲作」という農業の新しい姿を提案することにより農業の競争力強化に貢献し。数年後に委託生産も含めて1万ha年間生産額100億円を目指すとしている。

ブルームバーグの2014年10月8日付けの記事によると<sup>(30)</sup>イオンは日本1の米生産会社になることを目指していると報じている。2015年から埼玉県羽生市の農地集積バンクと契約し11haを借り受け60tの生産を目標としている。2020年までには100haを借り受けたいとしている。


企業がこのように本格的に農業に参入する兆候であるが今後の展開を注視したい。




図表 2-4-3 農地中間管理機構

## 新しい農地貸借の仕組みがスタートしました


意欲のある農家など（担い手）に農地を集めるため、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会、以下「機構」）が設置されました。県内の農業振興地域を対象として、機構が農地の貸し借りを進めます。



- ・引退するから農地を貸したい
- ・相続した農地を貸したい



**現在の農地利用状況**



借受け


**農地中間管理機構  
(千葉県園芸協会)**

担い手がまとまりのある形で利用できるように配慮して調整

■ 担い手A    ■ 担い手B  
■ その他農家    ■ 新規参入

貸付け

**目標（イメージ）**



※機構から農地を借りたい農家などを**8月**と**12月**に募集します。  
 なお、農地を貸したい方は随時募集しています。

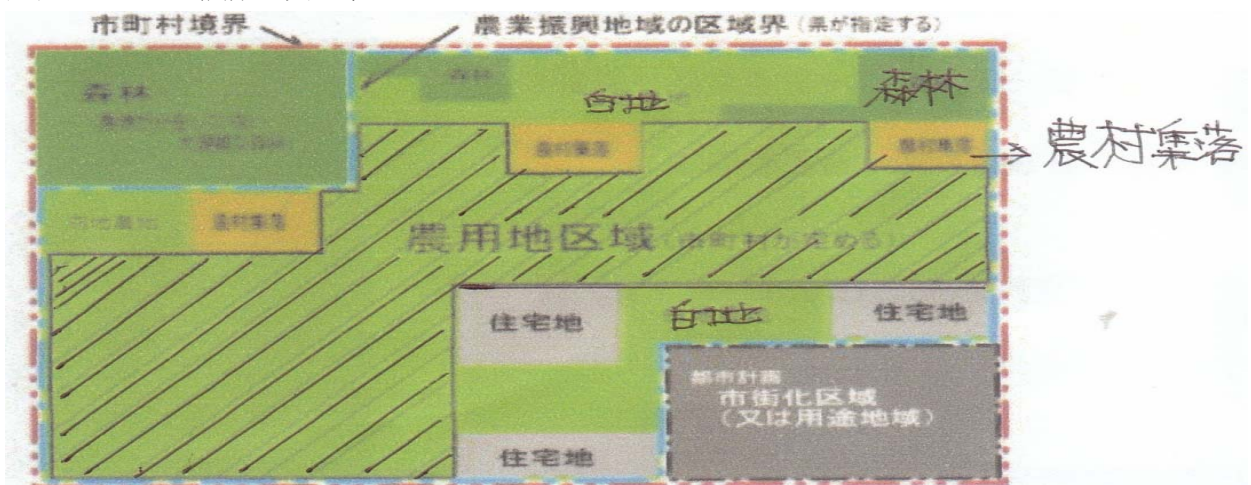
◎機構へ農地を貸した個人や地域には、市町村から協力金が支払われますので、農地のある市町村へご相談ください。

- **経営転換協力金** **30～70万円/戸**  
 ..... リタイアなどで農地を機構へ貸し付けた場合
- **耕作者集積協力金** **2万円/10a**  
 ..... 担い手の耕作地の隣接農地を機構へ貸し付けた場合
- **地域集積協力金** **2～4万円/10a**  
 ..... 地域の農地の一定割合を機構へ貸し付けた場合

**問い合わせ**  
 各市町村の農政担当課または（公社）千葉県園芸協会 TEL043(223)3011  
 E:nouchibu@chiba-engei.or.jp HP:http://www.chiba-engei.or.jp/  
 県農地・農村振興課 TEL043(223)2848

出所：ちば県民だより（2014年7月5日付け）p.5

図表 2-4-4 農業振興地域のイメージ



出所：千葉県「農業振興地域制度について」より作成

<http://www.pref.chiba.lg.jp/shinkou.html>(2014.7.16 参照)

1) 農業の生産性

日本農業は国内総生産に占める割合は1960年9.0%であったが2000年来ころから1.0%に過ぎない。

図表3-1 製造業の生産性上位10位国 (単位：米ドル)

	1990	1995	2000	2005	2010
1	ルクセンブルク 57,393	日本 79,738	米国 80,864	米国 110,590	米国 150,506
2	日本 57,288	スイス 73,621	日本 76,431	スイス 103,526	スイス 147,700
3	米国 53,526	ルクセンブルク 71,153	スイス 65,088	ノルウェー 98,446	ノルウェー 118,352
4	ベルギー 50,765	ベルギー 69,996	ルクセンブルク 64,648	ベルギー 95,105	ベルギー 113,743
5	フィンランド 50,756	米国 66,989	フィンランド 63,899	フィンランド 91,127	オランダ 106,784
6	フランス 45,801	フィンランド 63,007	ベルギー 63,103	スウェーデン 90,949	日本 105,221
7	スウェーデン 45,248	スウェーデン 61,656	スウェーデン 60,473	オランダ 87,430	オーストラリア 104,916
8	カナダ 43,663	フランス 59,372	カナダ 59,457	日本 87,261	オーストリア 104,638
9	オランダ 43,625	オランダ 59,226	オーストリア 55,136	ルクセンブルク 86,862	フィンランド 101,976
10	ノルウェー 42,523	ドイツ 56,596	ノルウェー 55,117	オーストリア 83,083	デンマーク 101,707

(単位) USDドル (移動平均した為替レートにより換算)

出所：日本生産性本部「日本の生産性の動向2012年版」p.5

[http://www.jpc-net.jp/annual.trend/\(2014.10.10](http://www.jpc-net.jp/annual.trend/(2014.10.10) 参照)

図表3-1は製造業の生産性上位国の順位である2000年までは最高位クラスであったが2005年より順位を下げている。日本の国際競争力が従来ほどの優位性がなくなりつつあることの表れである。

WTO(世界貿易機構)は2012年2月15日発表で「日本農業の生産性が他部門より低い」と日本政府に改善を求めている。また、日本農業の国内総生産に占める割合が1.0%であるが政府支援も国内総生産の1.0%を支援していると批判している。

図表3-2は農業の国内総生産比、農業就業者数の推移である。

図表3-2 農業の国内総生産比と農業就業者の年推移

	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
国内総生産(単位：兆円)										
農業	1.5	2.3	3.3	6.1	6.3	7.3	7.9	6.8	5.5	4.9
全経済活動	16.7	33.8	75.3	152.4	246.3	327.4	450.0	496.5	504.1	503.2
農業のシェア	9.0	6.8	4.3	4.0	2.5	2.2	1.8	1.4	1.1	1.0
就業者数(単位：万人)										
農業	1,196	981	811	588	506	444	392	327	288	252
全経済活動	4,465	4,754	5,109	5,240	5,552	5,817	6,280	6,456	6,453	6,356
農業のシェア	26.8	20.6	15.9	11.2	9.1	7.6	6.2	5.1	4.5	4.0
就業者当たり国内総生産(単位：千円/人)										
農業	125	233	403	1,036	1,239	1,642	2,015	2,089	1,924	1,931
全経済活動	374	710	1,474	2,908	4,436	5,629	7,166	7,690	7,812	7,917
農業のシェア	33.4	32.8	27.3	35.6	27.9	29.2	28.1	27.2	24.6	24.4

出典：「食料・農業・農村白書参考統計表」「労働力調査」「農業・食料関連産業の経済計算」

出所：高橋大輔「日本農業における農業調整問題の実証研究」p.2

<http://repository.dl.itc.u-tokyou.ac.jp/depace/bitstream/2.261/37427/1/139-067038.pdf> (2014.10.14 参照)

1960年には国内総生産に対する農業生産は9.0%を占めていた。年々占める比率は低下し最近では1.0%である。就業者数も1960年には全就業者の26.8%から年々低下し2005年には4.0%である。農業生産が国内総生産に対して1.0%であるが総就業者の比率が4.0%であることは当然他産業と比較して生産性が劣ることを示している。就業者1人当たりの国内総生産を比べると2005年は全産業が7,917千円に対して農業就業者1人当たりは1,931千円である全産業に比べて4分の1に過ぎないのである。

2012年で比較しても国内総生産473兆7,771億円に対して農業生産は4億8,351億円では対比率は1.02%である。総就業者数6,270万人、農業就業者251.4万人で総就業者の4.0%である。全就業者1人当たり総生産は7,556千円、農業就業者1人当たりの生産は1,924千円である<sup>(31)</sup>。全就業者1人当たりの総生産は日本全体として下降傾向であるが農業生産性1人当たりも4分の1で停滞し向上はしていない。

農業労働1時間当たりの労働生産性は(2008年)(財)日本生産性本部谷口恒明氏によると<sup>(32)</sup>、「稲作は573円、酪農1,077円(内肉用牛1,239円)、養豚1,958円、野菜731円、果樹739円」である。地域別にみると「畜産の比重が高く大規模農家が多い北海道1,594円、米どころの北陸977円」である。全産業での(2008年)名目1時間当たりの労働生産性は4,314円である(2011年の生産性は4,262円)。1時間当たり農業労働生産性は1人当たり農業労働生産性と同様に全産業での労働生産性と比較するとかなり見劣りがする。

国際的に労働生産性を比較すると、2011年でアメリカに次ぐ第2位の農産物輸出国で(輸出893億USドル、輸入578億UDドル)国民1人あたり耕地面積0.052ha(日本は1人当たり0.036ha)のオランダの農林水産業労働者1人あたりの推定生産性は<sup>(33)</sup>名目USドルで2012年約56,520USドルである。日本は1人当たり約27,520USドルである。全産業就業労働者の1人当たり生産性はオランダと日本はほとんど同程度であるが、農林水産業1人当たりの生産性はかなり低いのである。

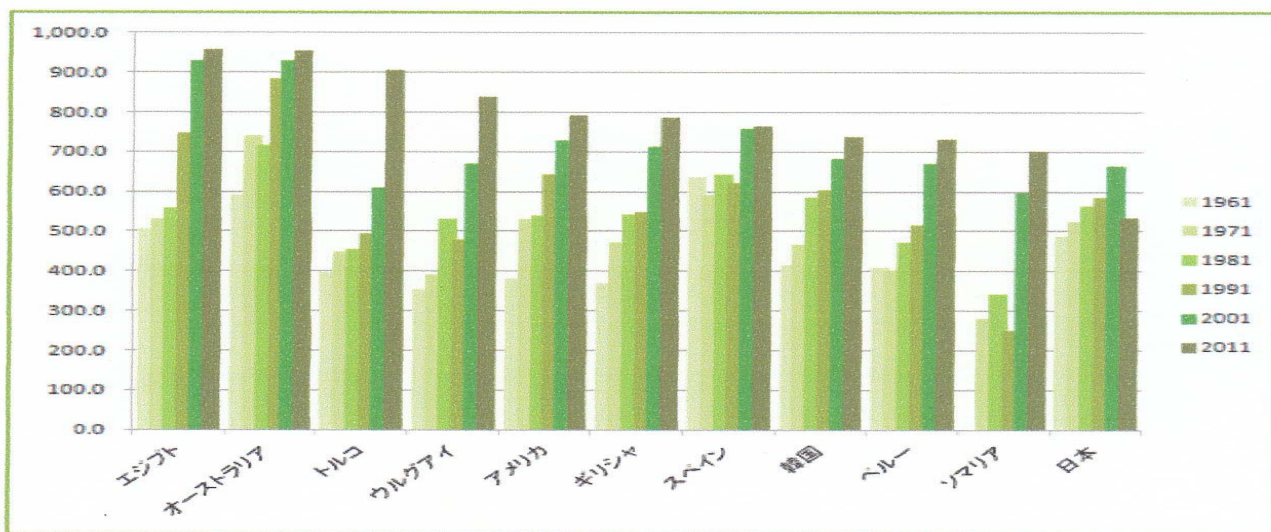
面積当たりの生産性を作物別にFood Watch Japan<sup>(34)</sup>を参照してみると次の様である。Food Watch Japanでは「多くの作物について、日本は主要先進国の中で唯一、単位面積当たりの収穫量の伸びが30年間も止まったまま」であると主張している。

図表3-3のデータは国際連合食糧農業機関(FAO)の統計情報FAOSTATから作成したものである。単位はkg/10a。米・小麦・大豆・とうもろこし・きゅうり・トマト・馬鈴薯・みかん類の単位面積当たりのグラフである。出所はFood Watch Japan(2014.10.8参照)である。

図表 3-3 作物別単位面積当たりの収穫量の国際比較 (単位: kg/10a)

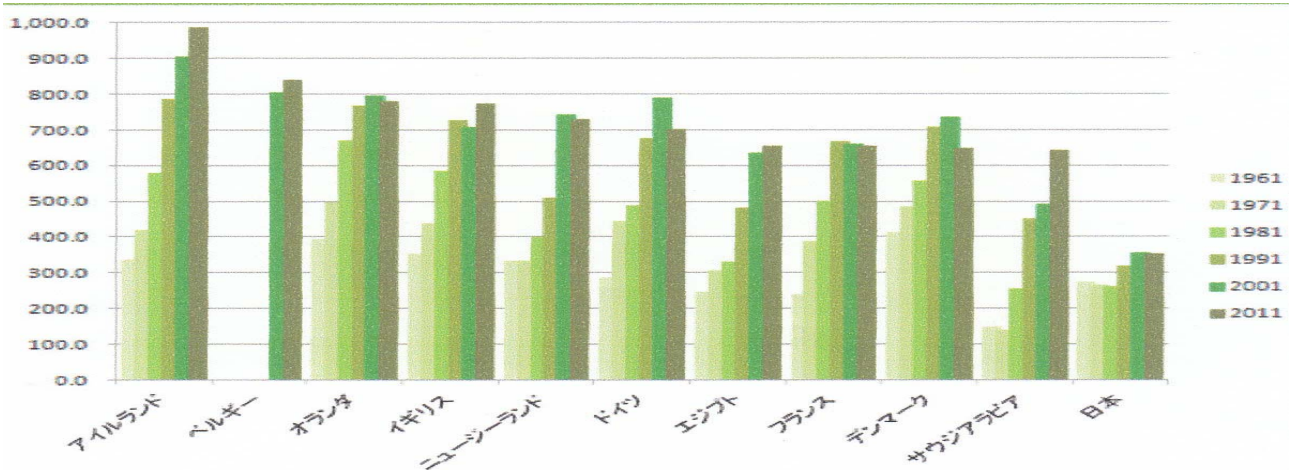
米

米

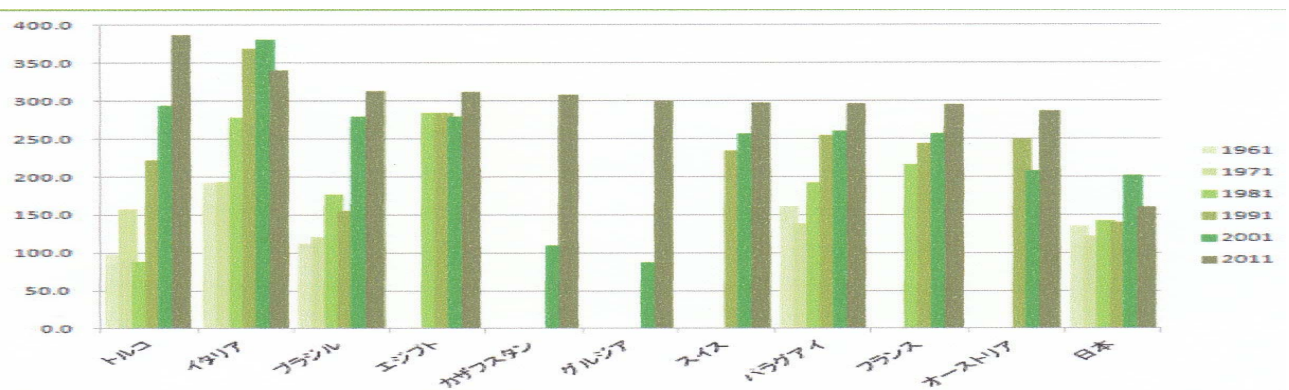


米 (Rice, paddy)

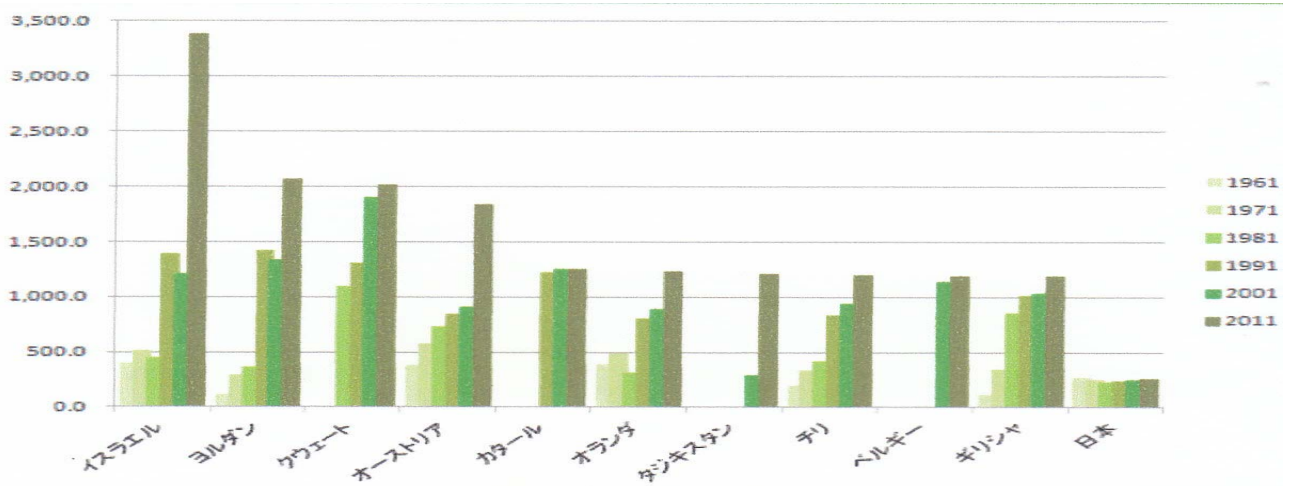
小麦



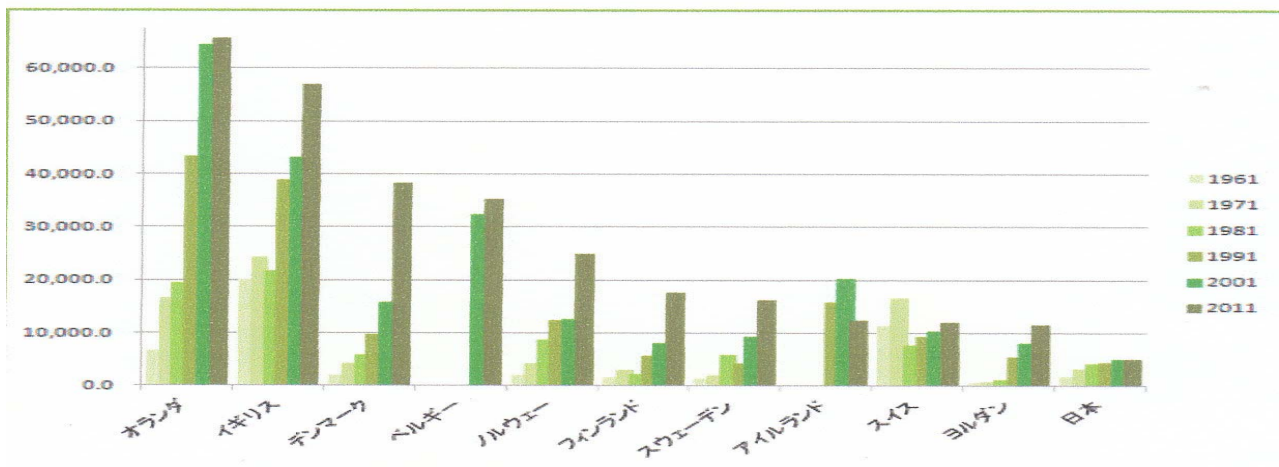
大豆



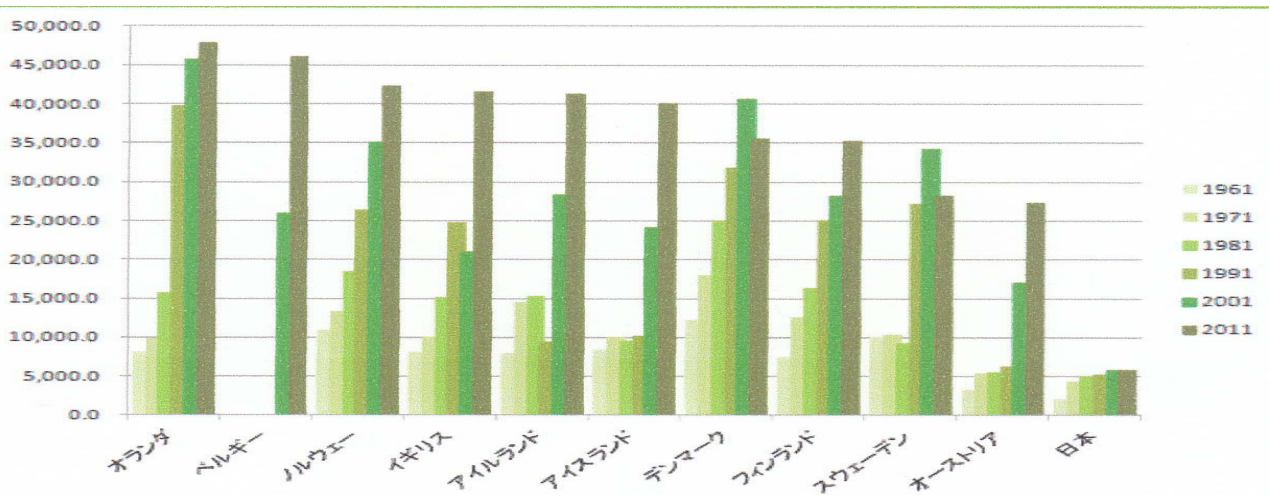
とうもろこし



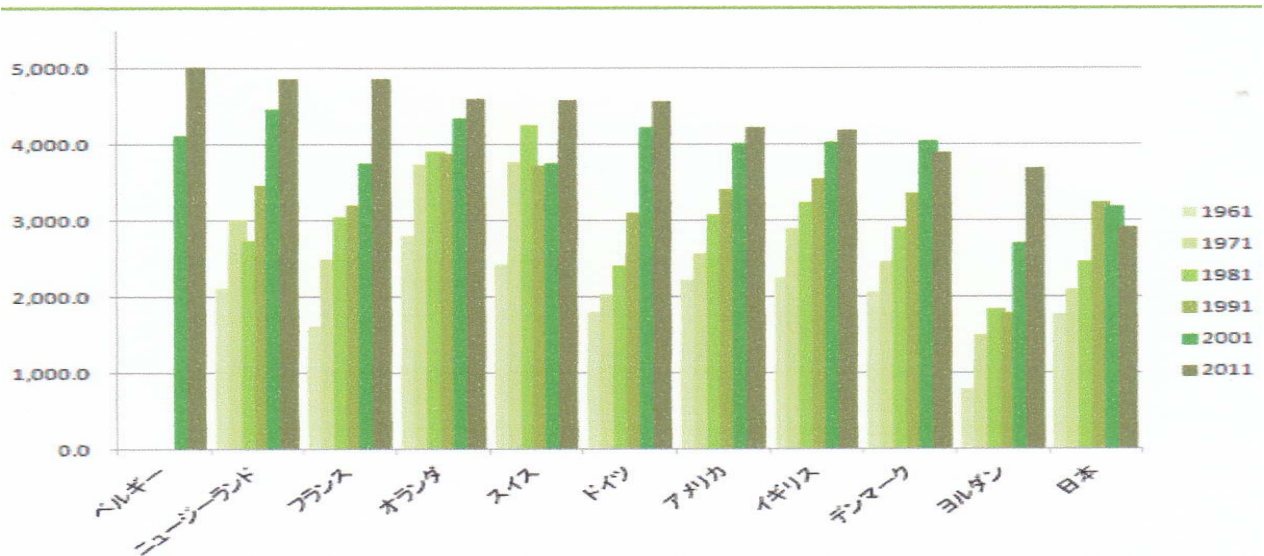
きゅうり



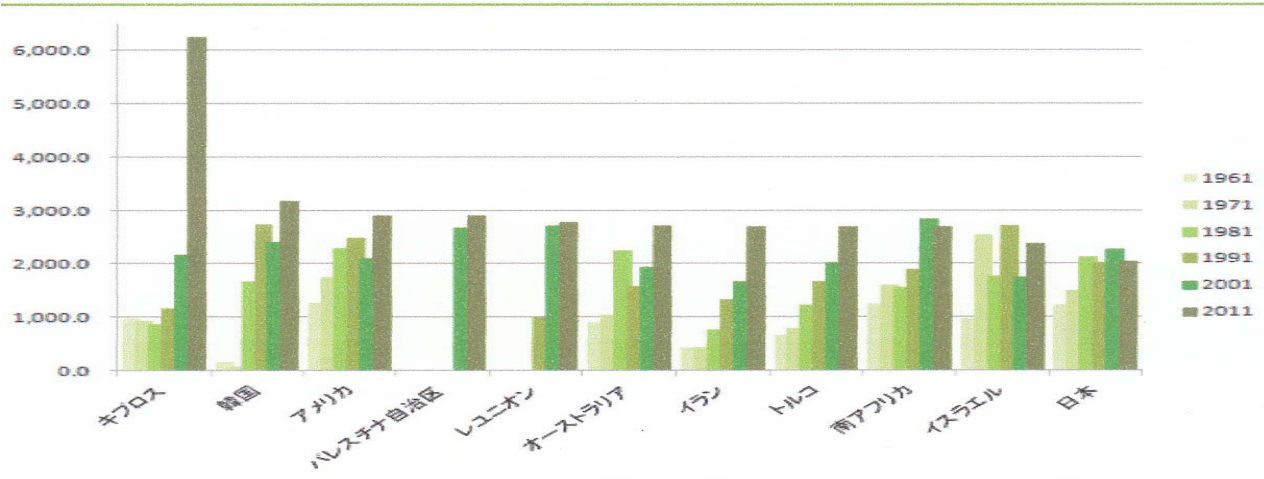
トマト



馬鈴薯



みかん類



出所：Food Watch Japan 「世界各国と日本の農産物単位面積当たりの収穫量の比較」

<http://www.foodwatch.jp/primary-inds/whatisgood/31918> (2014.10.8 参照)

図表 3-3 の単位面積当たりの収穫量のグラフによると米はエジプト・オーストラリアの約 63%、小麦はアイルランド・ベルギーの約 42%、大豆はトルコ、イタリアの約 39%、飼料用とうもろこしはイスラエル・ヨルダンの約 10%、きゅうりはオランダ・イギリスの約 9%、トマトはオランダ・ベルギーの約 12%、馬鈴薯はベルギー・ニュージーランドの約 68%、みかん類はキプロス・韓国・アメリカの約 78%である。

日本米の単位面積当たり収穫量は世界有数であると日本人には認識されているのが一般的だと思われるが長粒米の収穫量と比較すると見劣りする。飼料用米の収穫量も食用米と変わらないとされている(試験場ではエジプト並みに 900 kg/10a 収穫品種開発中とか)。この様に収穫量だけで国際比較するとかなり見劣りする。日本農作物は品質・食味・品種の多様性・形態の規格・サイズが厳しいなどを考慮すれば図表 3-3 に表れているほど劣ってはいないかもしれないが国際的にみれば種苗・栽培技術・IT 技術な

どの劣勢と経営規模の格差は見てとれるのではないか。以上見てきたように耕作農地の有効利用と労働生産性は国内も国際的にも低いと言えると思う。

## 2) 日本農地の公共性

農地の利用・処分・権利移動は原則として厳しい規制がある。宅地・工場用土地等は一定の規制はあるが利用・処分・権利の移動など所有者の自由である。農地に対してこれらの厳しい制限は憲法で保障している「財産権」の侵害ではないかとの疑義がある。市街化地域の農地の転用は届け出で自由に出来る。

農地法 3 条で「農地の所有権移転、賃貸借権、使用貸借権（無償で貸し出す）などの権利設定する場合は農業委員会の許可が必要」と制限されている。

農地法 4 条は「自分の農地の転用」と農地法 5 条は「農地転用して権利移動をする場合」は都道府県知事の許可が必要、4ha 以上は農林水産大臣の許可」と制限されている。違反者に対しては原状回復、罰金、懲役等が科せられる。

憲法第 29 条「財産権は、これを侵してはならない。」

2 項「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」

3 項「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」

一般的には①個人が自由に財産を取得し所有することが出来る、私有財産制の保障。②財産は所有者が完全に自由に処理する事が出来る事が原則であるが「公共の福祉」に適合しなければならぬと財産権の内容を規制出来ると解釈されている。

財産権を規制出来る根拠<sup>(35)</sup>は多くの憲法学者は消極的規制と積極的規制とも認められるとしている。消極的規制とは国の公共福祉の阻害、国民の生命・身体・財産に対して危険な行いや侵害、社会の害悪になる行為等を防止する規制で社会秩序を最低限守るために已むおえない規制であり、各人の生存権の保障のための規制は財産権そのものに内在している規制とされている。積極的規制とは社会的・経済的弱者の保護、国全体として経済的な調和など政策的な規制である。

土地については合理的・計画的な土地利用の必要性がありそれに伴い土地利用の社会的規制が必要であるとの国民の認識は薄いかもしれない。現在都市計画法、農振法により両法で全国的に線引き（ゾーンによる規制）されて土地利用への規制がなされている（図表 2-4-4 参照）。都市サイドでの土地利用の国土的な合理的・計画的な利用を期している都市計画法と農地の減少防止・農地の有効利用により国民の食生活を豊かにする事を期している農振法がある。都市開発と農地の保全との対峙と調整でもある。

農地所有権も一般の土地所有権と同じく原則として法令内で自由に使用・処分をする権利がある所有権であるとなされている。しかし大部分の農地は敗戦後の農地改革により取得された農地であり、農地法によると農地は食糧安保並びに農家の生活権の保障等公共性を帯びているもので他の土地（商品的所有権）とは厳格に区別され保護されてきた歴史がある。権利移動・転用には極めて厳しい規制がかけられているのである。経済発展により農地の社会的経済的環境が変わり都市計画法・農地転用の脱法行為などにより特に都市近郊の農地は一般の土地と同じく商品にと変貌している。一方では農業振興制度に

よる「農用地区域」の農地の権利移動は厳しく規制されて道路1本隔てているだけで農地の経済的価値の差が著しい現実は公平さを著しく阻害されているとの批判もある。

これは農地法が当初の農地改革の「自作農主義」から「耕作主義」へと推移し農地利用権の流動化への圧力等により農地法改正・関連法の成立など農地法の中に矛盾があり今後におおくの課題を残してしまったのである。

我が国は敗戦により農地改革が行われて敗戦前の苛酷な地主制度から自作農業者を創設し農民の生存権を保障し国民の食糧難を解消して、高度経済成長をなし得て現在にいたっている。農地改革は地主から農地を強制的に安価で買い上げ自作農に安価で払い下げたのである。これは外形的には憲法で保障している「財産権」の侵害の疑いがある。また価格は「正当な補償」であつただろうかとの疑義もある。

1953年12月23日の最高裁判所の大法廷判決<sup>(36)</sup>では農地改革による農地の買収は「財産権」の侵害に当たらない。保障についても「合理的に算出された相当な額」であるとし「正当な補償」であり憲法違反ではないとしている。

GHQの強力な圧力による農地改革は農業生産力の発展と農村民主化を図るという「公共の福祉」を目的としているものであるとしている。

敗戦後の農地の所有権等は他の土地所有権と異なりその底流により強く食糧生産など「公共の福祉」という精神が流れているものと考えられる。農地は私有権であるが強い公共性が内在しているのではないだろうか。

2002年4月5日の最高裁小法廷で「農地法4条、5条及び92条は憲法違反」との訴えにたいして合憲であるとの判決である<sup>(37)</sup>。

「法4条及び5条の目的は、土地の農業上の効率的な利用を図り、営農条件が良好な農地を確保することによって、農業経営の安定を図るとともに、国土の合理的かつ計画的な利用を図るための他の制度と相まって、土地の農業上の利用と他の利用との利害関係を調整し、農業の環境を保全することにあると認められる。この規制目的は、農地法の立法当初と比較して農地をめぐる社会情勢が変化してきたことを考慮しても、なお正当性を是認することができる。そして、前記各条項の定める規制手段が、上記規制目的を達成するために合理性を欠くということもできない。

したがって、法4条1項、5条1項及びこれらの規制に違反した者に対する罰則である法92条は、憲法29条に違反するものではない。」

この最高裁の判決は農地の内在的な公共性を支持したものである。

農業振興制度は一定の優秀な農地を囲い転用を事実上禁止して農地の減少を防ぎ農地の高度利用を期している。農地の減少を防ぎ農地の高度利用は国土の環境を保全し国民の食糧を保障するものであるから「公共の福祉」にそうものであると言う底流がみて取れる。一方ではこの様な農地法・農振法の規制の永遠の強化はかつてのように国民の食糧需給が逼迫な供給不足でない現況からすると憲法の「財産権」を保障している事に違反しているとの主張もなされている。

今回農地転用・耕作放棄地への対策等の規制を厳しく強化したのであるがこれで農地転用を抑制したり、耕作放棄地の増加を防いだり、違反農地転用を防ぐことになるかと言うと疑問である。法律はあるのであるが現況においてその適用運用が農業委員会では狎れ合いの運営であり違反に対しての取り締まり監督はずさんである。私権である財産権が強調尊重され公権である「公共性」への配慮が欠けていると思われる。



2013年の総務省行政評価局の結果報告書<sup>(38)</sup>によると遊休農地（耕作放棄地）は毎年農業委員会が利用状況を調査し遊休農地には所有者に「指導」「通知」「利用計画書の提出」「勧告」「所有者との協議」「都道府県の知事の裁定」との行政措置が規定されているが機能されていない。2010年の全国遊休農地の「指導」件数34,079（6,442.6ha）に対しての「通知」（遊休農地であると決定）が2件、「勧告」（不備な計画書の訂正）2件である。原因理由はどうあれ「耕作放棄地」の再生機能は全く動いてないのである。

農地転用違反全国件数は2005年8,164、2006年8,633、2007年7,205、2008年8,197（農林水産省から2009年以降は公表されていない）である。2005年から2007年の3年間違反件数24,002件<sup>(39)</sup>のうち「勧告」がなされた件数は250件（58ha）である。あとの違反はほとんど「追認許可」がなされている。違反転用の「原状回復」「罰則」等は稀で「やり得」と言われている。

耕作放棄地・農地転用違反等への現在の対処は敗戦後の農地改革による農地の再配分の精神・食糧生産のための農地という歴史的な公共性の側面が経済発展に伴い都市サイドの調整の中で土地価格が全体的に高止まりし農地も農業以外への転換で農地所有者の農地値上がりの期待から「財産権」を重んずる傾向になってきたのであろう。このように農地にも「公権」より「私権」尊重の認識が社会に浸透していると思われる。

農地は国土全体の土地を合理的・計画的に利用する中で農産物の生産のための土地であり或いは国土保全等環境維持を期するものであると確認し、少なくとも現法律の適用運用に関して「私権尊重」より強く「公共性」に軸足を移すべきものであると考える。

土地基本法第2条では「土地は、現在及び将来における国民のための限られた貴重な資源であること、国民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、その利用がたの土地の利用と密接な関係を有するものであること、その価値が主として人口及び産業の動向、土地利用の動向、社会資本の整備状況その他の社会的経済的条件により変動するものであること等公共の利害に関係する特性を有していることにかんがみ、土地については、公共の福祉を優先させるものとする。」と定めている。

国土利用計画法第2条にも基本理念として「国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。」と定めている。

農地を農地として利用することはその底流に国民の食糧安保、国土環境の保全等の「公共性」が認められ国民の公共の福祉にそうものであるとの敗戦後からの70年近くに及ぶ歴史がある。しかし、昨今は個人の私権としての財産権が尊重される傾向が強い状況である。土地の利用は全て権利者の自由に使用処分が可能であるとの財産権の認識を考え直すべきではないだろうか。農地はなおさらその権利に強い公共性が内在するものと考えられる。

農業委員会はその人員・予算等非常に不備であるが農地の公共性を今一度考察し、農地の転用には公共性を充分考慮し不合理な転用認可は排除しなければならない。違法な農地転用には法律に従い運用適用を厳格にしなければならない。また、許可権限がある都道府県の知事にも農地に内在する公共性に留意すべきではないだろうか。

### 3) 試案

「農地の公共性」で考察したように現在の行政・政治家サイドでは地権者との係争を避ける傾向が強く都市部においての土地も農地についても現在の社会は地権者エゴの蔓延であり社会全体として地権者エゴを認めているきらいがある。自分の土地利用に行政が介入してきたら強硬に抵抗したり違反の疑いのある利用の仕方を黙認するよう圧力をかけたりして私有財産権を曲解して土地利用の適正化を目的としている諸法制度が骨抜きになっている状態ではないだろうか。

この様な状況は特に農地についても見られることを前章で考察した。ここではそのような状況から脱する農地の有効利用のための試案を試みたい。

第 1 に農地の所有権移転も私人・法人・組織体全てに条件を付けず全国どこでも原則自由とする。現在賃貸借が原則自由であれば必然的に所有権の移転も自由であってもおかしくない。農地は農業をしたい人に開放すべきである。都市計画等での土地と同じ様に農地の全ての権利の移転を自由とする。但し農地は使用目的である農作物の生産以外の使用は厳禁とする。また、農地は他の土地と異なり放棄地未使用等は許さない、即ち農地として有効に使用する義務をより強化する。従って農業委員会の農地転用・諸権利の移動の許可権限は廃止する。農業委員会は農地基本台帳の管理維持に特化する。現在農地基本台帳の管理維持に必要な予算と人員は大きく不足している。(2000年現在で全国農業委員会委員は1委員会あたり平均18.4人、職員数3.3人である。)現農地基本台帳は正確に農地の現状を表していないと言われている。何をするにしても農地の現状が正確に把握されていなければならない。正確な農地基本台帳を維持管理可能な環境を作り農地の現状把握が重要である。

第 2 に国は日本全体の土地有効利用のガイドマスタープランを作るべきである。

国全体のガイドマスタープランに従い各都道府県・市町村は区域内のまたは、出来れば隣接地域も含めた広範囲の地域内での土地利用のマスタープランを策定する。農地の設定に当たるのは今まで農地は農業委員会の権限であったが地区の行政・議会・農業者・非農業者市民を交えた市民の行政参加した組織を作り市町村全体で充分時間をかけた議論の末決定する。決定されれば見直しは少なくとも20年間はしない。已むを得ない状況が発生して農地ゾーンを見直す必要がある場合は市民を含めた土地利用ゾーンの新たに設ける決定組織機構で検討することとする。地域のマスタープランにそって土地の有効利用が行われているか厳格に監視管理し違反に対しては原状復帰を強制可能な強力な権限ある機構も必要である。また、強権と同時に土地利用に関する全市民への啓蒙活動も推進していくことも必要であろう。昨今は農業委員会から農地権利の権限を市町村に移譲する市町村が見受けられる。単に市町村に移譲されて行政のみで運営されるとしたら農業委員会で農地の権利移動の権限がただ移っただけで意味がない。そこに市民が参加してこそその地域での適正な農地利用が期待できると考えられる。農地専用とした農地の他使用への転用は公的施設であっても半永久的に認めない。少なくとも20年以上。これらにより農地の価格は農地としての適正な価格に誘導出来るのではないだろうか。

農地は農地を効率的に利用する事を目的とする農地専用ゾーンと都市計画地域の農地、中山間地域の農地等を鑑みて体験農場・観光農場・水源保護等環境と景観保護等を目的とするゾーンを区別して設定することも選択肢である。場合によっては農地から原野・林などに転換するのも選択肢である。

静岡県掛川市はすべての土地を対象とした「掛川市国土土地利用計画」を2008年3月21日に市議会

で議決されて施行された<sup>(40)</sup>。掛川市松井三郎市長は挨拶で「掛川市の都市づくりのテーマを、「海・山と街道がつながり、夢・未来を創るまち～」と掲げ、新たな価値を生む都市空間と豊かな自然環境資源との共生のもと、住民の夢を実現し、都市として自立・持続可能な未来の創造を目指すことといたしました。」と述べている。

土地の利用の基本方向として農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地（工業含む）、その他（商業地含む）と6区分としている。

農用地については「農専用地」は積極的に保全（他に転用は認めない）し、「一般農地」と区分している。遊休農地の把握と有効利用に努める。農作業の効率化、生産性向上を図る。一方で農業体験出来る場、リクリエーション的要素を含む農用地の利用を進めるとしている。市街地・集落地の農地については保全を含めて計画的な利用を図るとしている。遊休農地等は場合によれば森林区分に変換するとしている。

それぞれ設定したゾーンの区分に従い住民は利用しなければならないとしている。工場跡地や遊休農地などの低・未利用地については、土地の有効利用を促進するとうたっている。また、土地利用にあたって市民の積極的な参加を促してもいる。

土地利用の転換の適正化をはかるとし、特に農用地・森林など自然的土地利用から都市的土地の使用への転換は無秩序な利用は抑制し、農地・森林のまとまりが確保されるよう充分配慮するとしている。

先駆的な掛川市の土地利用計画が予定どおりに利用されていくことを大いに期待し今後の推移を見守っていききたい。

第3に農地の流動性を高め農地を集積するために現在公的な「農地集積バンク」が施行されているが農地の情報・農地の権利移動の仲介も公的なものと並行して民間にも開放する。

民間の不動産業界の情報集積能力、仲介のノウハウは農地の流動性と農地の集積を促進するであろう。より農地の有効利用に寄与するものとする。

朝日新聞（2014年11月6日「付け」）によると「「農地集積バンク」が集めた貸し出し農地は552haである（2014年8月末現在）。農林水産省は2015年3月までの目標を150,000haとして現在0.4%にも満たないが冬にかけて増加するとしている。」今年度予算は705億円である。「農地集積バンク」は農林水産省の期待通りには進展していない模様である。

第4に農業から撤退したい農家に対して農地・農業用機械など農業関連資産の譲渡税など税法上優遇措置を採用する。退職金に模して経営転換協力金（脱農業補助金制度）を設定し補助金を給付する。一方脱農業者から農業資産を譲る受け新たに農業への参入者・既存の農業者等には長期低利息金融制度が利用できるようにする。

農地の固定資産税・相続税など優遇措置を廃止する。遊休農地・作り捨て農地（農地を耕作しているように偽装農地）などに認定された農地には上積税をかける。真に農業をしたい人（家族農業・法人を問わず）の農地には減税措置を取る。

これらは農地の売り手の増加を促し農地の集約化が促進されまた、農地所有の負担が重くなる事により農地を手放す農家が増える事が期待できる。

第5に農作物への補助金を見直し輸入農産物の関税引き下げを断行する。現在米・麦・そば・大豆・てんさい等の栽培には補助金が交付され農業者はそれらの農作物の栽培に誘導されている。これらの補助金交付を廃止する。これらの補助金が現状では何を栽培するかなどの「自由」が阻害されている。農

業経営者が独自に判断しどんな農作物をどれだけ栽培しどこに販売するかなど農業経営者の創意工夫が補助金対象以外の農業経営者や他産業では当たり前の経営判断力が弱くなり経営能力が阻害されてしまった。結果的に国際的な農作物の競争力の弱体化を招いてしまっている。補助金は暫くの間継続するとし一定規模の農業者に集中し面積当たりに交付するよう変更し将来は廃止する。その間に日本農業者は国際的に高品質・高付加価値の農産物栽培技術力をより磨き農業作業へのロボットや IT 技術の採用・農地改良・種子の研究開発等の革新により生産費を下げる環境整備をつくる必要がある。

T P P が将来どうなるかは別として農産物への高い関税率は廃止する。高い関税率で守られている作物は国際的競争力が無い。貿易自由化により全ての農産物が輸入農作物に変わることは有りえない。サクランボ・グレープフルーツ・オレンジの自由化になっても現在山形のサクランボも生産が減少しているがみかんも日本の消費者に支持されている。また、今後人口減少による農産物の国内市場は確実に縮小する。水稻などは国内消費量に対して約 1.4 倍の生産力がある。日本で栽培するのに農地の適正・規模等で劣勢な農作物は今後も輸入農産物が主流であろう。国内消費に対して農地の生産力が余剰になることも考えられる。

農地を効率的に利用するには生産力に見合う市場が必要である。国内市場においては新たな需要開拓と同時に海外市場に打って出るしかないのではないかと。農産物の輸出には今まで関心が薄かったが全ての商品・サービス等の自由化により日本経済の成長を期待するならば農産物自由化も例外とはいかない。世界市場への打って出る開発能力を向上する事が必要である。時間と忍耐がかかると思われるが日本農業の得意とする高品質高付加価値農産物をもってすれば世界市場特に経済成長高い近隣諸国の市場に参入出来ることが期待できる。日本農産物輸出するには同時に日本食文化を紹介広めることも重要な要素である。勿論コストの課題は解決しなければならない。

2012 年の農林水産業センサスによると 5ha 以上の経営体に耕地面積が 50%以上に集積されている。数年に 80%以上にと農林水産省は期待している。また、年間販売額 100 万円未満の農業経営体は 58.6%も有り 300 万円未満は 80.2%にも達する。これらの農業経営体は農地の効率的な有効利用を阻害している。勿論自給的農業・観光体験農業・景観保持のための農業・水源維持の農業・直販所で製造販売農業など兼業的農業を排除するものではない。

農地の権利移動を効率的な農産物の耕作をする限りすべての農業を志す人に自由に開放する。優良農地はしっかりと農地として保持する。農地の集積と流動性を増進するための税法・補助金・金融制度等を考慮する。世界市場に参入する経営能力と競争力を得るための方策を考える。

これらの施策を進めることが日本農業の未来を拓く事が可能であると考えられる者である。

おわりに

農地について本稿で考察してきたが農地は年々減少傾向の状況である。それに伴い耕作放棄農地は増加を止める事が出来ない。経済的に農業に魅力がないとか農地転用の違法野放し状況とかが一因であろう。政府の農業政策は米作農家を中心として高関税により価格維持政策・補助金、兼業農家も含め小規模農家を保護し過ぎたきらいがある。小規模兼業農家・土地持ち非農家が農地を手離さないのは農地所有のコスト負担が軽く他への農地転用により大きな転売利益を期待している事も大きな原因の一である。政府の厚い補助政策は米作農家の自由な闊達な経営精神を阻害してしまったと言われている。また、政

府は新しい産業として農業の再開発を期して企業組織法人に農業参入を認めた。「農地集積バンク」を利用して農地の集積を図り賃貸により農業を志す個人・法人に貸し出し規模拡大・生産性の向上を期している。

少なくとも現在法規の下で可能な農地の有効利用を図り生産性を向上するためには「農地集積バンク」が機能する事。農地転用・放棄地への対処は法律運用を適正にする事。痛みが伴うが TPP など農産物貿易の自由化を進める。それにより農業の自由競争が厳しくなるがそこに農業経営者の自由闊達な精神が発揮される事が期待される。また、貿易自由化により世界の市場を開拓し日本農産物の輸出を推進する事である。農地を有効利用するためのその基盤となる「農地基本台帳」の整備を推進する事も必要である。最後に「農地は農業者のものだけでなく国民のものでもある」という視点を持つことが肝心である。

注

- 1) 総務省自治行政局過疎対策室「2009年度版「過疎対策の現況」について」 p.2  
総務省 2014年4月 [http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html\(2014.04.18](http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html(2014.04.18) 参照)15日発表の人口推計によると2013年10月1日現在で全国平均65歳以上は25.1%である。  
[http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2013np/index.htm\(2014.04.16](http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2013np/index.htm(2014.04.16) 参照)
- 2) 国土交通省「新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)概要」 p.1、2
- 3) 農林水産省「耕作放棄地の現状と課題」  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/tebiki01.pdf\(2014.04.08](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/tebiki01.pdf(2014.04.08) 参照)
- 4) 農林水産省統計  
[http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdfmenseki-kouti-13.pdf\(2014.4.16](http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdfmenseki-kouti-13.pdf(2014.4.16) 参照)
- 5) 農林水産省統計  
[http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html\(2014.04.18](http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/01.html(2014.04.18) 参照)
- 6) 農林水産省農産物貿易の動向  
[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/h23\\_h/trend/part1/chap2/c2\\_4\\_04.html\(2014.04.18](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/h23_h/trend/part1/chap2/c2_4_04.html(2014.04.18) 参照)
- 7) 農地ルポ <http://counselling.jugem.jp/?eid=1854>
- 8) 農林水産省「耕作放棄地の現状について」  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou\\_1103r.pdf\(2014.04.18](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/genjou_1103r.pdf(2014.04.18) 参照) c
- 9) 農林水産省用語の解説  
[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/b21-h/trend/part1/terminology.html\(2014.03.07](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/b21-h/trend/part1/terminology.html(2014.03.07) 参照)
- 10) 2010年世界農林業センサス  
[http://www.e-stat.go.jp/22\[1\].pdf\(2014.4.16](http://www.e-stat.go.jp/22[1].pdf(2014.4.16) 参照)
- 11) 農林水産省用語の解説  
[http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/b21-h/trend/part1/terminology.html\(2014.03.07](http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/b21-h/trend/part1/terminology.html(2014.03.07) 参照)
- 12) 矢尾板日出臣「水田農業の経営学」1991年(財団)農林統計協会 p.97~100
- 13) 生源寺真一「現代日本の農政改革」2006年東京大学出版会 p.140~141
- 14) 5.作目毎の経営をイメージするために(ちばの大地で農業を始めたい人の手引書)」  
[http://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shuunouguide/tebiki-05.html\(2014.5.07](http://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shuunouguide/tebiki-05.html(2014.5.07) 参照)

- 15) 大和田啓気「秘史日本の農地改革」1982年日本経済新聞社 p 194～200
- 16) 飯沼二郎「日本農業の再発見」1976年日本放送出版会 p.151,p158
- 17) 国立図書館「農地制度改革の徹底に関する措置要綱 昭和21年7月25日閣議決定」  
<http://mavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00734.php>(2014.6.22 参照)
- 18) 大和田啓気「秘史日本の農地改革」1982年日本経済新聞社 p 270～277
- 19) 国立図書館「農地制度改革の徹底に関する措置要綱 昭和21年7月25日閣議決定」  
<http://mavi.ndl.go.jp/politics/entry/bib00734.php>(2014.6.22 参照)
- 20) 総務省統計局「耕地面積」  
<http://www.stat.go.jp/data/chouki/zuhyou/07-06xls>(2014.6.22 参照)
- 21) 帝国書院「農地改革の実績」  
<http://www.teikokushoin.co.jp/statistics/history-civics/index10.html>(2014.6.22 参照)
- 22) 本間正義「現代日本農業の政策過程」2010年 慶應義塾大学出版 p.84
- 23) 本間正義「現代日本農業の政策過程」2010年 慶應義塾大学出版 p.87
- 24) プレジデント「こだわりの国産トマトで世界と戦う」2014.10.18  
<http://zasshi.news.yahoo.co.jp/article?a=20141018-00013624-president-bus-all&p=1,2,3>(2014.10.19 参照)
- 25) 農林金融 2010・6 室屋有宏「農地制度改革後の「企業の農業参入」を考える」p11  
<http://www.nouchuri.co.jp/report/pdf/n1006re1.pdf>(参照 2014.10.6)
- 26) 農林水産省「農地中間管理機構について」  
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/kikou-gaiyou2.pdf>(2014.7.13 参照)
- 27) 農林水産省「青年就農給付金」  
<http://www.maff.go.jp/j/new-farmer/n-syunou/roudou.html>(2014.7.13 参照)
- 28) 農林水産省「2012年度の青年就農給付金事業の給付実績について」  
<http://www.maff.go.jp/j/new-farmer/n-syunou/pdf/24jisseki.pdf>(2014.7.14 参照)
- 29) 住友化学News Release「コメの生産・販売事業の開始」  
<http://www.sumitomo-chem.co.jp/newsrelease/docs/20140901.pdf> (2014.10.10 参照)
- 30) ブルームバーグ「スーパー最大手のイオンは日本一のコメ生産会社になることを目指している」  
<http://headlines.yahoo.co.jp/h1?a=20141008-00000071-bloom-stbus-all>(2014.10.10 参照)
- 31) 農林水産省「農林水産基本データ集」  
<http://www.maff.go.jp/tokei/sihyo/>(2014.10.05 参照)
- 32) 谷口恒明「農業の生産性～現状と成長産業化にむけた課題」(財)日本生産性本部  
<http://activity-net.jp/detail/01.data/activity0009781/attached.pdf>(2014.11.5 参照)
- 33) 農林水産省「オランダの農林水産業概況」  
<http://www.moff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai-nogyo/k-gaikyo/nld.html>(2014.11.5 参照)
- 34) FoodWatchJapan「世界各国の農産物単位面積当たりの収穫量の比較」  
<http://www.foodwatch.jp/primary-inds/whatisgood/31918>(2014.10.8 参照)
- 35) 中村睦男編集「はじめての憲法学」2004年 三省堂 p.98～106
- 36) 判例 s 28.12.23 大法廷・判決 昭和25(オ)98 農地買収に対する不服申立(特別上告)(第7巻)

13号 1523頁)

37) 判例 平14.4.5 最高二小 12(あ) 585 刑集 56-4-95

38) 総務省「2013年4月の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視結果報告書」

<http://www.soumu.go.jp/main-content/000218152.pdf> (2014.8.30 参照)

39) 国立国会図書館「農地制度改革の課題と論点」調査と情報第 632号

<http://www.ndl.go.jp/diet/publication/issue/0632>(2014.8.30 参照)

40) 掛川市「掛川市国土利用計画」2008年3月

<http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/data/open/cnt/3/1662/1/kokudoriyouplan-01.pdf>

(2014.11.1 参照)

#### 参考文献

浅川芳裕「日本の農業が必ず復活する45の理由」2011年 文芸春秋

浅川芳裕・飯田泰之「農業で稼ぐ!経済学」2011年 PHP研究所

宇沢弘文「社会的共通資本」2000年 岩波新書

飯沼二郎「日本農業の再発見」1976年日本放送出版協会

大和田啓気「秘史 日本の農地改革」1981年 日本経済新聞社

神門善久「日本の食と農」2009年 n t t 出版株式会社

生源寺眞一「現在日本の農政改革」2006年 東京大学出版会

中村睦男編集「はじめての憲法学」2004年 三省堂

中村靖彦「TPPと食料安保」2014年 岩波書店

原剛「日本の農業」2002年 岩波新書

藤田幹恭・小泉貞彦「農業と農業問題がわかる事典」2004年 日本実業出版社

本間正義「現代日本農業の政策過程」2010年 慶應義塾大学出版

松田学「TPP 興国論」2012年 k k ロングセラーズ

矢尾板日出臣「水田農業の経営学」1991年(財団)農林統計協会

朝日新聞

日本経済新聞

日本農業新聞

読売新聞

(株)経営技術研究所 藤井春雄「農業の生産改善」

<http://nougyou-shien.jp/annai/20120923houkoku.pdf>

全国農業会議所「貸貸料情報を見る」<http://www.agri.nca.or.jp/modules/chinshaku/>

農林金融 2010・6 室屋有宏「農地制度改革後の「企業の農業参入」を考える」

<http://www.nouchuri.co.jp/report/pdf/n1006re1.pdf>(参照 2014.10.6)

